武器考證

十

和書門
類 二七九一〇號
函 八七
架 一四
冊 二三

内閣文庫
和書
類 二七九一〇號
冊 二三
函 一五四
架 一

内閣文庫
番號 和 27910
冊數 23 (12)
函號 154 5

国立公文書館
National Archives of Japan

武器考證卷十

書目
古語拾遺
太平記

内閣文庫
明治十三年購求
内閣文庫

太平洞
古語拾遺
書目

古語拾遺卷十

古語拾遺抜書　齋部宿禰廣成撰　桓武天皇比

矛楯　于時天照大神赫怒入于天石窟中畧令手置帆負彦狹知二神作天御量大小斤雜器等之名也伐大峽小峽之材而造瑞殿古語美豆乃美阿良可兼作御笠及矛楯

雜刀斧鐵鐸　同条云令天月一筒神作雜刀斧鐵鐸古語作佐奈伎

著鐸之矛　同条云又令天鈿女命以眞辟葛爲髮以蘿爲手繦以竹葉飫鮎木葉爲手草持

著鐸之矛而於石窟前覆誓槽拳庭燎巧
作俳優相共歌舞上

十握劔　天蓑雲劔　草薙劔　素盞嗚神自天而降
到於出雲國鍛之川上以天十握劔其名天羽々斬今在石上神宮
古語大蛇謂之羽々言斬蛇也斬八岐大蛇其尾中得一靈劔其
名曰天蓑雲大蛇之上常有雲氣故以為名倭武尊東征之年到相模国遇野火難即
以此劔芟草得免更名草薙劔乃献上於天神也

羽々斬劔　右ノ分注ニ見タリ

平國矛　於是大已貴神及其子事代主神並皆
奉避仍以平國矛授二神曰吾以此矛卒有治功
天孫若用此矛治國者當平安

草薙劔　矛　即以八咫鏡及草薙劔二種神宝授
賜皇孫永為天璽所謂神璽劔鏡是也矛玉自從

帶伏前駈　仍使大伴遠祖天忍日命帥来目部
遠祖天槌津大来目帶仗前駈○天孫降臨ノ前駈云

東征　督將元戎　逮于神武天皇東征之年大伴氏
遠祖曰臣命帥督將元戎剪除兇渠佐命之勲
無右比肩

官軍　物部氏遠祖饒速日命殺虜師衆帰順官軍忠誠之効殊蒙褒寵○武士ヲモノヽフトヽヱフハ物部ヨリ起レリ

齋斧　仍令天富命太玉命之孫率手置帆負彦狭知二神之孫以齋斧齋鉏始採山材搆立正殿○斧ハ木ヲ切ルヽサカリ也軍器ニモ用ル故写之

矛盾　又令天富命率齋部諸氏作種々神宝鏡玉矛盾木綿麻等上

矛竿　又手置帆負命之孫造矛竿其裏今分在讃岐國毎年調庸之外貢八百竿是其事之證也

矛盾　饒速日命帥内物部造備矛盾

矛盾建仗　然後物部乃立矛盾天大伴来目建仗開門令朝四方之国以觀天位之貴上

造剱　至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝姥神裏天目一箇神裏二氏更鑄鏡造剱以為護身御璽是今践祚之日所献神璽鏡剱也○崇神帝之時也

男弭之調　又十二年始令貢男弭之調女手末之調今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等此縁也○崇神天皇十二年也

弓矢刀　此御世始以弓矢刀祭神祇更定神地神戸○垂仁天皇之御世也

草薙劔　至於纒向日代朝令日本武命征討東夷仍枉道詣伊勢神宮辭見倭姫命以草薙劔授日本武命而面教曰愼莫怠也日本武命既平東虜還至尾張国納宮簀媛淹留踰月解劔置宅徒行登膽吹山中毒而薨矣其草薙劔今在尾張国熱田社

太刀　小刀　至于淨御原朝改天下萬姓而分為八等唯序當年之勞不本天降之績其二曰朝臣以賜中臣氏命以太刀其三曰宿禰以賜齋部氏命以小刀其四曰忌寸以為秦漢二氏及百濟文氏等之姓蓋共齋部共預齋戮事因以為姓也今東西文氏献旅太刀○右天武天皇之時也文氏献蓋又此之縁乎

抜太刀卜八神祇令凡六月十二月晦日大抜

東西文部上祓刀讀祓詞又有献横刀時咒上
延喜木工寮式ニ膠二斤十二両一分注ニ作
大祓刀並ニ小刀等ノ鞘料

草薙劔 況復草薙神劔者最是天垂自日
本武尊凱旋之年留在尾張国熱田社外賊
倫逃不能出境神物霊験以此可觀

以結纒劔首 至於長谷朝倉朝秦氏分散寄
隷録佗族秦酒公進仕蒙寵詔聚秦氏賜於
酒公仍率領百八十種勝部蠶織貢調克積

庭中因賜姓曰宀豆麻佐 注ニ曰 言隨積埋益
也所貢結綿軟於肌膚故訓秦字謂波佗仍
以秦氏所貢結纒秦神劔首今信猶然所謂
秦根源之縁也○根源一本ニ作機纒
ハタコマキトヨムヘシ

巻三幸崎溪合戦条
持槍一帖ちつい踏倒し
二尺ばかりの太刀水車
回して駆りる海東
そをちくまうけ堀
の体をとこ二ちの
ちくんと仕本ちとち
ちくうちへいして袖の
冠の板より変鎧
板ちて作ゆくい賜
す切てい二の
太刀をあちりとつく
切人とてちの花
をふををり阪上ちと
ち踏んとしくちく
をあちくへ快
実七刀の柄を延
内塊切上りに二
三ヶ入ちりりり
海東ちいちこす吹

太平記抜書　獨清軒玄惠法師以下數人作
此内参考ハ合せ入る

麹塵筒丸　大口

巻二師賢登山ハ小年十五
六斗ハ刈ハ賢ハ梅ハ上ケハ麹塵ハ筒丸ハ
大口ハそれ三ちく丸金作の小太刀を抜く快実ハ
然り○去海東ハ梅ハ牽ハ花ハ祈へ

金作太刀

去ハ見へ

錦布旗

巻三笠置軍ハ城の中ハきつ
尺上ハ八ちの神ハ日月ハ金銀ハ打て分
ちる白ハ月ハ光り降ちる○又巻五

大塔宮熊野落事付日月の事

の御旗を竿頭の左右にうちたてられける

神代巻第十一

紙幣会銭家と遠侍と尺る

蟬本白〜ちうち書本の誤字あり訂正

松の上に神の御旗を掃ふ事

と思ひ〜〇又手紙の御旗を蟬本に誤

年号誤

物具 法皇 後醍醐天皇 甲冑 合戦 食物

巻三 金剛軍事

敗 巻三 金剛軍事 赤尾馬より逆頭を落て

をつるもてるとうち倒し落ようにやがて由来

上巻のうつして

質の数をつくして

引かけ有かき切

をかりつくさき

巻三赤坂城攻の条

城より柄の一条

七寸柄と熱湯の

るきうつりを酌

けてうれ熱の

でん綿のもつて

きとう熱湯四

るかうてやけ

きりれおるまら

（ハ）て柄に集手

ル手除てくいつ

巻五大塔宮熊野落の条 湯甲とよろつて

柄を乗てよりの材を

をたなるとけて関

の材をとりて上てうち

門巻四条寄せ

柄を蝶羽つき

ちらてかきとり

防く兵に物の霸

をきつして

巻三十二義貞自害の条

立てうちをとりて同

下部ひ〜ひ〜物具をそ

三万余騎

おきて〜死より金剛軍事の御旗を献り

見をしと矢面に立てくしに掃のまに〜すと

あていひりと足助殿の物具を祝い

ありりこへあ矢一番法師武者

の具のさ札の紙に三人ばかりの法師

多〜切をそ立てりる足助殿に問ふ

立紙いかなる物の中に法師

わるきものれいこそ前に矢の

也けるもそうん護の上に尼ぐ手を

巻十七手鄰の小分物の事
忽ち道服を脱ぎひて錦の直垂をぞ
ぬきかけさせられける
徳寿丸の家数く
う一束切りて髪に
結くくりて将軍の
髪を分いさんう
ぬりうう

て出さるべき事もこそあるまじけれ
人々のとりあへず
ぬ事なれば
ず金剛丸と二人ばかり出
一矢仕り
雑れ出ずるもの
引きかけてもこの人々
そうへす荒尾矢部
二寸ばかりいくばくこりん
なくくさと射出

弾

高

矢部

武蔵の国の住人
せてうりう物具取て
着て待ち馬の上にて
ぶ矢ばかり
懸けて
山名時氏

巻三十七武蔵の国の
馬に乗おけ
けしかけ
長崎の潮川
赤松
義貞
雑しつて
武蔵の国の一揆ア
る橋の下へ

武蔵の国の住人
せてうりう物具取て
着て待ち馬の上にて
ぶ矢ばかり
懸けて
山名時氏

巻三十七武蔵の国の
馬に乗おけ
けしかけ
長崎の潮川
赤松
義貞
雑しつて
武蔵の国の一揆ア
る橋の下へ

同し様に
雑れ出る
矢タハ子
の陰に
し矢
池に
飛カツキ
三人
同し様に出て
矢タハ子
の陰に
し矢
池に
飛カツキ
三人

又老三十三
引ばかり
同じ様に
橋の上に
中利
同じ様に
大和
鍛冶
切て
雑
池の
十三束三寸

諸具足ト小手子スラテマテ着タルヲ云但ヨロヒ或タル時ハ小手スチアテヲ諸具足トハイハズハラアテハサスリナトツキテ小手脇当ヲ着タルオノ詞ナリ

引ヶ持志ハしりと見てちゆうとまかつ

二引両旗 **錦旗袋** 巻十四新田足利確執奏状の条を義貞若宮の御殿にかしこて首尾実検し御池しも太刀刀を洗ひ錦の神殿を打服て重質たる根元しものふ謡の嶽く入りき二引両のまうあかられを裏廻八幡殿後三年の軍ヶ時所書え条く二見出し小旗と言すると小ヶ続としと云あつらと中黒の旗をあつさるとも高家の用しの給ふしと定ひりると

片小手 西源院本作片小手

中間

巻十稲村崎の条 自太刀を抜て金作の太刀を抜て海中へなけ給ひり

腹當 **片小手** **諸具足** 巻六関東の大勢上洛の条に片小手に腹当して諸具足をとりて中間五百余人二列に列せり(○) 長崎四郎左衛門尉 中間あり

纐纈鎧直垂 **精好大口** **紫下濃鎧** **白星五枚甲** **金八龍打** **銀鏝腹當** **金作太刀二振** **金具鞍** **山吹重衣籠** **白鹿銀** **大逆中矢** **本重藤弓** 同条に我身ハ其日の装束ニ纐纈の鎧直垂に精好の大口を添へて紫すそこの鎧の白星の五枚甲に八龍を金にて打てつけたるをかふしてさら銀の鹿

件の板碑（縁）に金作の大刀二腰ありけり一腰は五尺三寸有りける板碑一の作馬に陸の子限の板小松を金具（具）しゝ（す）ゝ鞘を重く山吹色の厚紙を三十六さゝゝ白鹿の組紐の大中黒の矢を重藤の弓に出中抱て小路を横ゝ打さる

○去る寛文馬の神を勧

追物射

巻八持明院殿御上洛波羅に川崎宗〻帳

を十文字にうち破り追物射のゆゝくまに（射て）

又巻二十三も尺ゝ射す（十）池す巻山徒攻宗〻出るよい

馬上の射手に三〻かけ〻ゝ射あり心ゆけ〻ゝ著て追物射に射ゝ入ゝ

笠懸

巻八主上貝合供合揃法給宗〻砂御所

山平五郎宗〻笠懸に同士打も有りて同士打も有りて

去て白箭を一尺ゝ切て風を文字に書て懸の神

ゝ射ゝ射ゝ射ゝ孔子の詞に君子の德

は風少人の德は草〻風に加る時は偃ゝ

ゝ立ゝ小ゝ心有る人

の笠懸

○去る延宝中将

太郎殿の御方

流鏑馬

巻廿八三角入道流鏑馬の矢小先立人を

弦（ソロ）ゝ射ゝ角の矢を射ゝ射ゝ射ゝ射て射る物を進（させ）て

巻九尊氏卿つ江の条
いさ二矢射つかんと
いひすて中差を
ちつゝ軍勝
かさへ射て廻さんと
しるを

巻十金沢貞将討死
条御教書の表
業我百年命報公
一日思しる大文字は
そを證の川合と
入て

城のほゝの原山より匂く思ひよりて

鶴川合　矢立硯　上判編　巻九高氏領書と鶴村八幡宮

八幡宮山の麓にて宋と下野の郎中と献をもやと宣ひしりて（匹）ひきめの妙立硯の川合よりやうやくの硯をこゝ元出して筆をとりて（壇、今川家本作壇田難太平記作引田妙源）（中宮）是利風自筆をこゝ元に判をまゝへ申し上ゝ上ゝ

下野国より宮殿に納給ひ給ふ合戦義朝公始て古良石堂仁木卿俗前荒

川言上状以下お詞（從）人々我もし上矢一日

きりりの日の矢社人ゝこゝ出て城の如く小つゝ上ゝ出きり

鳩の指

因幡殿夜既にあけ給ふ先陣をそ

陣をそ治大将大江の山の詰をそ打こ（文）ひしり時

山陰一つゝ出て白ちの上ゝ角人々（翻）す

これを八幡大ちの（ち）ゝ出きりて出きをの

出きゝ出の花もん（ける）ゝ出きりて伊勢角し

とゝ出をそ出これをこゝ馬をまゝ先を始

のあゝ山を川原をゝ（じ）始開ゝ始て大内の四弦

神祇官の前なる[樗]ちの木をきりて兵庫
このまへいしにいさごをしきて池をほりて遣水
をかき、西海十記に云、甲をぬぎて降参を
見利風呂の村に出ぬ、しはい僧に二百余記者し
ゆ出の百姓をもて給へ、いとゆゆしき事なり

記先 冊家

出ることなし

巻十 剃田義貞誅殺の事 曰 八百重
に余まる武蔵野に人馬充てこれをしてもたそ
立る。不かしに打ことこゆる物ものに天地をゆ

かりをもて地をしるものかくまへとまをす
かし。第[京]の事をいかに馬にのりて京の条坊
路の神にくらふ。りて尾[今]をたてく風いまの
うちをこれ奏らしかるなり。まつまをそ記○又巻
三十に紀州武門山軍の事に黄[尾]毛のをとるのをて
遣き[ぎ]紀伊の神の神にまつ。已の刻[ゆ]に武者
懐紙の石に然て○又巻六紀伊の国に侵威の神に見る
然くくりけるに一寸ばかりの蛇へ向り
○又巻三十長尾淡路十帳一丈[の]食[ゆ]の鎧に又長尾淡路

十幅一大の唐紙母衣○公家兵庫助暴戸於戦場
留之於家代々葉母衣と書

母衣袋

巻中九郎軍上洛の条母衣袋より母衣
元出ーーー巻中九郎軍の条
宗孝と出豆人も有○又巻三十三条軍の事
那須五郎討死の事も見い元暦の古裏祖那
須余一資宗八歳の合戦の時扇を射て名を
揚る時彼を高名の物語を聞て
入道を送るなり○宗孝のもとより

兵庫頭太刀

太刀掛

太刀袋下

巻十三条

一統の家の事大塔宮と赤地の錦の袋に金小鈴成
の袋に裾金物の牡丹の彫に彫て
左右に金物を巻て兵庫頭の
太刀の虎の皮の尾を中に巻
出ふ袋に太刀掛と云ふ○太刀掛と云ふ袋の制
何のときより始まるの事なるの系の所と云
太刀とも云ふ太刀とも云ふ
年々とうまり事ふ

巻廿五住吉合戦ノ条 安田弥三郎[illegible]……三尺三寸の太刀をぬき……鐙の上まで……太刀にて……水ゟ……山名伊豆守時氏之

丸鞘太刀 [illegible]見へたり ○又巻廿一塩冶判官讒死の条 のこしらいて引出物にそ舎作りの丸鞘の太刀 一振りよれりて丸出して某師直にも引きされ

○又巻三十一紀州龍門山軍の条に 神宮小湊ら 六尺三寸の丸鞘の太刀も捧けたり ○丸といふ一圀の事 無強の舎 [illegible] サヤの形を[illegible] ○西三条 装束抄に 錦[illegible]の表裏[illegible] 圀[illegible]

又一圀[illegible]

腰差の刀 **腰の刀**

巻十三兵部卿宮薨御の条 小圀[illegible]上[illegible]腰の刀を抜て[illegible]

巻廿七上杉畠山死刑ノ条 畠山大蔵少輔直宗 腰のかき切……上杉伊豆守重能の……

拵……刀の先を[illegible] 味へ……[illegible]圀[illegible]……刀を[illegible] [illegible]引合[illegible]間刀の鐔一寸[illegible]折 て[illegible]圀[illegible]刀を抜持て鞘巻の刀を抜 [illegible]二刀[illegible]まで[illegible] [illegible]神[illegible]引揚て 頸[illegible] 鞘巻を隠[illegible]懐[illegible] 鞘巻の刀は刀の[illegible]

腰差の太刀 巻四十最勝講の時及闘諍条[illegible]

巻十七除城(?)叙先討死ノ条
物具をたぬかせよとの
仰付うていかにもよかりせ
ゆりんとりやすとて三尺
八寸の太刀を抜て大友
を払ひて兜のなかゝろ
より本頸まで切んとて
五寸ばかりしもおさへて

巻廿六正行討死ノ条
和田新発意が笑て
返すまゝにきつけら
とて四尺八寸の太刀
の貝鉄のさぎに血の
つきたるをふり振て
をしてぞる中略
新発意は懸の如く
射ける矢を草摺の
餘引合の下七節
まて射立てきて

巻三十三京軍の条
自神(?)尻目かけてかつ
くるに走りかゝりて
人々ヲ一ゝて胴切して
太刀の金の込(?)とせん

南都の衆徒とて四尺小長刀指の太刀あまたもちて兎角のと
かれハ振廻して切てかゝる○振長の太刀とは衣のかふ
ましなるを小太刀と云ふ也申し又ハ振長の如く守外
なり刀此字を出為しまきのきハ文もて小太刀を衣の
かく振まハして見たるを云ふなる也し

五尺三寸ノ太刀 巻八山徒寄京条丹波国の
住人佐治孫五郎と云けるもの西山の者に一ある横
たへ二尺五寸あまりなる五尺三寸の太刀をもちて額
三人然まも胴切してから太刀のおりしひさの上に高て持ちし

五尺八寸の太刀を抜て
開て片手打に去とおり
金剛杖すまされく
くつしけくせてむす
と然に南部か大太刀
あれは金剛杖を取て
れまは指挙にしも
人つかてまむほ三寸
手本伸てひてさけ
切らせもれ千すりく
打れは太刀のすびれ
かし殺されとや名ひ人
築地の腹に振当て
云いやしかしけりまは
おのか冑てる庭中
とうし倒れは馬の
南部か引敷の下に
あつかりにしくノ入て
伸てい四脱の云
て遂に南部か弟
りは金剛杖南部
たとひ切伏てむて
被返る
同条 氏範 赤松弾正少弼 五尺
七寸の太刀の
抜て 中略 或ハ兜の鉢
を持て
或ハ胴
中を几切に切て落
されけり

負兜上着鎧	太立拳挿当
依繩目鎧	唐物作太刀
獅子頭巾	柄五尺刃五尺備前長刀
同ト頼当	

巻十に将軍御進発の条にて武蔵守師直ハ内々野木典
一重帯入道一類たるゝて太刀の家業打物取て世に名を
得たる名有けるが負兜の上に採(フシ)繩目の大鎧に紅
白もかくなかし獅子頭の甲に目前のむらあて
にして四尺三寸の以おもりの太刀とよひ太三あけ
のま稼あてえしいかさにのかふ以ひこゝて柄を五尺
自も五尺の備前長刀たまとひ也かくしらくて

長船ノ鎺
子ノ巻
皆巻

様上着襟	大荒目襟	伯耆長刀	手賓矢	梅檀
板	鉈角身金物	皆巻	根太巻	巻十五正月

廿七日公鉄の弟子共ハ妙観院の陰者金材そ
三塔名誉の悪僧あり様の上之大荒目の襟を着れ
て伯耆長刀の忘のさきりふ菅蒲形なる拵を
さし鉈の太さ尋丈の人材着用ふまる被
なる三年竹をもて身を拵て押割て取打の様の
ふる鑿を被なる長年を中こを打通して
移すすり皆巻のよりを拵ふ巻ふ

おりく三十人ばかりなる衆のをふ巻ふ紐
をもて結すはをもて衝撞ゲキ
石を二すを立ふ必ず中なる先手三井寺の合
戦を法師ども出て部屋へ流れ入り妙観院
の方同時金材と云ふ我ず城中の人々共
一方進をもふん拵さんを後ふ立ふ
上矢一筋拵出して橋の小間をよ宮を宮
ふりる世矢張さを矢間の陰之立ふりる様式
表のせんをの板すり拵角身の金物ふ

裏表二寸半ヨリ出さるる也
兵橋すゝ高さ二寸ほどあるべし○実矢ハ
ふくらして投矢ゆるくなる今の如く細のとゝ
ちゝもおなじことなるの故

雑

巻十五三井寺合戦の事三井の七兵衛十郎
七日之巳刻ニて敵ゝ小家りゝと直剣ニ成
ゆて奪ゝて捨すりる○出ハ建武二年霜月の
ゝ○又巻二十六住吉合戦の事ハ紙二十斗り
分る若武者ハ相剣ニ成ゆて名乗て洗革の袴

六尺余長刀

大太刀小太刀二振帯ゝ六尺余の七尺と小袖ゝ狭ゝ
開ゝゝ言ゝ去ゝて小袖ゝゝゝて進ゝゝ次ゝ一
人ゝも法師武者の七十騎も有人ゝ見へる
阿間了願ゝ先ゝ庚申の袴ゝ小太刀帯
て柄の七一丈半ほどへる袴ゝ引掛て
かゝも擬議ゝ見ゆ出ゝ○ゝ奥和尼等
十二月の事ゝ 洗革袴ゝ十七ヨリ出ゝ足ゝ又者
三十二洗革の妻元ゝ袴ゝ

洗革袴 庚申袴 大太刀小太刀二振帯

掛乗

巻十六本間孫四郎重氏遠矢の事ゝ遠小

さしかゝりける鶚の浪の上に居たりけるを二三羽
るを奥にて人の鰭を抓て沖の方へ飛けるを
本間小四郎の射けり一羽をも射落し遊佐てゝ射落ける
まで射りけり○弓矢を翔ゆる事もりける
を射るを云 又鳥を射るをは云ひ小射けるを射るを
云し鳩を射るは雉を鷹に取られしを出して雉を
騎はふして隠し拡ひける事を見て由縁
小射けるの習也事なりと

執弓 火威 鍬形 涙ク比退き 巻十六 関東頽

信はは木 縄かけ 巻二十三 申ける 孫日郎か手を射送
まて射させし其武の 将軍は綴を上りけり辞を
令きしを辞申ける
するに私しの艮に立けり火威の鎧に 鍬形打る
甲の緒をしめ 銀のつく打たる弓の弦二三張をすて
有るは 誅て射りけ起しても見えさりけり ツク弓十七に
有り

笠符 巻十六 備中福山合戦の条に 袖に付る
しるしにし 緒下(スソ)ゑの文あり

腳楯 白木弓 白鳥羽矢 百矢二筋 執弓 合遠鏡

篦撓 巻十七 山門攻の条に 射まかせも弓を張く引

巻ハ三大森九七事ノ
条中門ニ布皮敷ク
猶ノ縮ー二ヲ条の
ちりー中指数メ
投敷ー鼻ちりー
引て

む角巻ニ弟子鞆ニ敷ク
ちり白赤の弓ハ
小立華ちりれを今二天あり石二七ヲ
ちりを大赤ハ小ー角巻ちりしちり白
の羽ハ十六本三伏ちりを百矢の
中ちりを二節ハいく弓ふ元孫ハそろ
てちりしとの弓ハ東南孫ハ郎ノ孫
ハ立ちり相馬 帰ちり
弓ハ人ちり合をちりの肩ちり

下文前此矢ヲモテ名字ヲ
ヨブベシ 以テ三人張ノ
十五伏二伏ヨリ一ヒトツ
板ー二引方の孫立ヲ
鼻ヲ指テ逆矢ヲモテ射
ヒトツ人中ヲ

角合屈ハ弓屈撓ちり
つまりて一材ちりる松ちりふ人ちりを
人ちりハ杖へついて立ちりる ○ 父同ちり百矢二孫
元ちりを法之の弓れを河ちり ○ 百矢ちり射矢のを
ちり一孫ちり中節ちりを

矢印 巻十六本間孫帰遠矢のちり相軍共矢
ちりを元ちりを弓ちり相撲国住人本間孫帰ちり民
ちり小刀の先ちりを書ちりる 小刀上ハ西

黒糸縫 **鞆籠ち** **ち頻** **膝縫** 巻十七山門攻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

神[illegible]

ハンホウ也是ヲハツ
フリトヨムハ非ナリ

式札物具

[illegible]

[illegible]

八[illegible]

櫛上巻

黒革縅

立烏帽

出頬

棒

鍬

[illegible]

櫛の上巻黒革縅の立烏帽子出頬棒鍬[illegible]

頬の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

作刀

名所櫛太刀

洗革縅

白星甲

甲緒

金作太刀

黒漆太刀

出尾征矢

箙

法ク上ミ

巻十七隆資卿八幡ノ記事[illegible]

[illegible]

軍[illegible]

作の兼房様の御太刀と申伝へ侍り
この太刀を拵へ侍りてかの
ふるさの甲斐殿と名付侍り
の太刀は上一尺三寸八寸の長
ふぜ長の御所の御所
あり三人すれちがひ
口をしきりあてはさりを時
なり陸奥の国住人
拵をこそ孫作とぞ
太刀二帯

拵様

巻十七に中将の拵三寸
行国の長さ
地こそ孫作
三寸あまり
月の長巴
○牡丹の拵

巻三赤坂城軍条
東西の山の水流り
菊水の拵二流
巻七千剱破城軍条
其羽三日城の大きさ
三木金平の拵
拵に同じ
巻十四佛小会の条
三葉柏の拵
巻十四佛小会の条
熊田大宮司
鷹の羽の拵一流
菊地肥後守武重

巻十七中将の拵三寸
行国の長さ
地こそ孫作
三寸あまり
月の長巴
○牡丹の拵

十八兵庫ノ介ノ条
又源氏ノ上野ト家柄ノ
名誉ハ鎌倉ノ方ヨリ二
引両四目結直違
左巴倚かりの輪違
の旗五ツ百流ノ直違

十六漆河合戦ノ条
中黒ノ旗ニ二引両ト
巴の旗ト輪違ト東
ちがひ西ちがひ

十七山川殺の条千葉
宇都宮土居得能
四家は国の兵ひを
図ってしるし
左巴右巴月三星
片引両倚かりの三
文字書ノ旗ナリ
又湖上の方を見ちら
ハ裏亀甲下濃
の瓜の紋連銭三星
四目結赤幡水色
三桐家ノ紋ノ
ちら旗三百流

旗中黒のもとに赤地を
上に飛龍と云文字入
の童家にて義貞の子ふ
は一族のもの也太刀

金作太刀　巻十七瓜生判官

用ゝ世ゝにあるの出来ハ是ゝ出て今
の大義を行ハ
作の太刀を指ゝ降参ゝ
金作ノ太刀二品ヲアタヘタルナリ　但太刀ヲハハクト云ヘシ
サニタルトアレハヤタナナルヘシ

鬼切　鬼丸太刀　巻廿義貞自害

ある二振のもとに丸ゝ金銀ゝの
下作り角ふ一振ゝ銀ゝ金ゝ
ゝゝ上ゝ鬼丸と云文字入ゝ
の童家にて義貞の子ふ
は一族のもの也太刀

○射ケノ袖ニサシタル

巻廿五伯耆ノ合戦ノ条
大旗小旗下濃の
旗三流立て
巻廿六伯耆ノ条
ノ条武家ノ師直ハ
中黒輪違の旗ヲ
ゝ

巻三十武家ノ御合戦
ノ条白旗中黒頭黒
團扇の旗ハ兒玉家
坂東の八平氏赤幡一
揆を五ツ引ル
巻同廿四ノ条
岩手ハ孫の御旗ヲ
立ル家ハ白旗中黒
櫻樹葉梶葉の紋ノ
ゝ旗ゝ

金胴火威鎧　義貞ノ鎧　巻廿二畑

左揚羽蝶　振袖　信濃ノ

御丸馬の事ゝ畑ノ御足馬
ゝ何も鎧ゝ
ゝ金胴の上ゝ火威の鎧の袖ノ

鎧の馬鎧　巻廿二畑

延世打ノ頬當　大

指もの小兒ゟして用ゐしものなり中に緋縅けるく
猪のしし先継野井の額ぶしに太刀を携たる懸
柄ゟ下まて引さけて五尺三寸の太刀に三尺八寸の長刀
茎短く取り一ヶ引に三ひの笠符一すの三郎に吹
付させ浅掛果して五尺三寸有る馬に禅の鐙
然るを岩手の兵十八人太刀を佩たるを見て随ひ
○金胴(ヤナ)頭して胴ばかり作る袖も草摺も皆〆て
なり組たる胴に流子縅子練筆なしみて包
たりしを色胴しるし勇力の士鐙の下に置るゝ之

巻十四箱根竹ノ下合戦ノ条ニ梅ノ達花ノ甲真向ニサシタルコト見エタリ

空胴 巻三十一八幡合戦の事に関ありけるか
こくさん先途(通)にし小村のものとく小縣をつけて出かけ
なりける○折しも金胴の事之袖をなすりもの
くて只胴まりけるなりしの名なり

甲に立物 巻廿九将軍上京の事に桃井か
前一揆の中より長七尺八寸なる男の鍬形して血
眼なりの緋威の鎧に五尺の[illegible]の鐶さしめ鍬形
のなまし紅の扇に月日出したるを挿して兵の
陽に輝し○三十一の巻武蔵合戦の事に三陣

秋山弥太郎光政ノ事

すさ范一揆命婦鬼をおぼして不斗余語新兵
少威紫糸卯花の茎のさしる鎧を着して紀中を
射梅花枝利して甲の緒しめ何ともしれをかの山風の
吹とむと鎧を袖も白むと

卯花威鎧 笠符
さしるえあり

萌黄少威 紫糸威
上下もえあり

宿直養由 巻廿三大森彦七事と条小ゆみ
化也とて養由の芸を得しことを毎夜常に念也と
宿直養由を射させられ虚空に吐(トツ)と

巻廿二勅軍の余
響をあてゝから八
いつもつゝ引退し敵
の馬の足を疲らせ
お物にあて移合す
掛ら八おの鞭たに
打て推もちゝり
射てかゝせ

節ハ多毎度ゝ矢也と冒しりても

遠物射 巻廿三土岐参会御幸致狼藉来
院の御幸にてありとも知らざりしかば頼遠が酔狂の氣やまさつゝなんぞをすてかりゝとちらり
ゝ。何院といふをかし云ふおかしを射と落さんと
云まゝに御車也と共中し、元分取て馬とりけれと
遠物射させしを射させられまし
又異本八まもあり 遠物射なへり

小具足 巻廿五藤井寺合戦の事御随身奥ゝ
鎧也と肩に掛られいずく上帯也も元気
太刀も常に帯き隙も何く兄へぬひりとる村田の
旗ハ諸小具足斗さて誰一る九所混(ヒタ)と出

巻廿九松岳城周章ノ条 十二日の宮殿ニ二行ニ座をつけて各諸大ニ焼香し 謹亜の上を取てかけのけ 袴ハリ 掛羅か あつい子供さんと 煙の間に手をかけて おかり返てなかつう

家にて○又巻廿九松岳城周章の事に将軍相共
世中今夜を限りと二千人にて西のしにて小子の角忘る
毎しきそ護をも撰じ精陣等小具足斗にて相続て

箙
竹尻籠
箞

巻廿六（廿六）楠正行最期の事に九国
の住人須々木三郎とて涼ミの矢鏃子三人ばさ
十三束二伏（北条家本作三伏）百矢ども柳の箞に立てて百矢を解（ハツ）さえ
稀の射手の有りけるが人の解て撰ける箙竹尻籠
箞（ヤウツボ）を捲（いつく）ぐ斗に残り集るの隙もなく矢拵らえ
とく（こて）ぐいなりける

巻廿一笛吹峠軍ノ条 根津小次郎を八つにおのゝ頸をつき切て血を顔に流しかけ切て落しつゝ敵の首切先に貫きとつ附きまとひつけて

巻廿六四条縄手合戦ノ条 白旗一揆の衆に懸小布寺を旗にし 中島 大旗一揆の荒に河津ら揚 一揆 二人を旗にし 白旗 天正本作小旗

トツツケ
巻廿九師直以下誅伐の事に首を搔切り
腮（アギト）を喉（ノド）へ貫き血を流せる所に池に涌 一丈ばかり（又巻三十一にあり）

武者鞘
巻廿九将軍上洛の事に是に依て
吴佛霊社の御手向扇團扇のむさし鐙
阿保秋山が河原軍の事に書を出人々かし○吾
秋山新蔵人光政阿保忠実が合戦を画に書たりと云々

何一揆
巻廿九師直以下被誅事に河津ガ一揆（七十余騎）
也○同巻将軍上洛の事に赤旗一揆扇（今秘名代も以て一揆を中（ホシ）…）
一揆 鈴貝一揆 二子よ紀三郎に加へて○又之桃井

巻三十武家作法の条 作所一挺 マタ平一挺トモアリ
巻三十五畠山家小河ノ条ニモ畠山左衛門ノ尉ニテ白鷺一挺 平一挺 依作守都宮ニ遣ハス
巻三十六休ノ小実設ノ計死ノ条 休ノ小実カ ヤウニ ノ中白一挺

扇一挺 巻三十一武蔵毋合戦の事ニ三陣ニ花一挺 又同事ニ坂東九ノ年氏の帝ノ一挺 十五夜の月ニ一挺 大鷹小鷹下沙汰 鍬形一挺 毋衣一挺 白鷺一挺 巻廿三小名鷹飛為頼事ニ七夕ノ指扇一挺 巻廿三南合戦の事ニ作ノ条ノ芳筆一挺 大きく小さくハイカヤウニ桐 ノ一挺 下ハ ヤウ

引き切り板

巻廿九越後ノ平見ノ引出ノ事ニ道忠郎ノ逸口ノ郎等ノ蒲ノ陶山ノ郎ノ板ノ事ニ陶山又五郎ノ板ノ事ニ引き切ノ板ノ事ニ三刀刺 サシ ノ事ニ

三幅の旗

巻廿九小法師ノ合戦の事ニ第師ノ冷泉

公家ノ子ノ戦ノ所ノ大将ノ事ニ旗ノ事ニ自ノ仕様ノ事ニ

ぬと思ひ入れて 泳我大事ノ乱ノ所ノ事ニ

自分の戦ノ所ノ事ニ 絹三幅 ミ ノ事ニ 五尺ノ鎧

ひ合せ ノ事ニ 西方ノ赤 ノ事ニ

西方赤 さま ノ事

胡録摺竹葉

巻廿八正行古野 徐明合戦の条 ノ事ニ

明 ノ事ニ 定 テ ノ事ニ 胡録ノ事ニ

て心閑ノ事ニ 根仕 ノ事ニ 櫛 ノ事ニ 並 ノ事ニ 竹葉

ノ酒量 ノ事ニ 世 サ ニ 世 ノ事ニ

巻十七 十六八の神巻
と上帝ことを解て
手作のおゐ傷ケけ
旗のやくしゃえびて

鎧直垂
巻廿 鹽冶談元の手
判官の首を元て海
直垂をつくる道の條
田の流の中より堀

鎧上帯

上緒

巻廿三 武蔵国合戦の条ふ已
板巻ゆ手にて鎧の上帯切て投捨て緒を
ゆ手にしたがりて上帯巻廿五 合戦の条
の条中もあり巻廿七

尊氏の脇

太刀掛

巻三十一 武蔵国合戦の条 義治ハ太刀
ゆけ巻まりの横ぬい皆つ紅切まて城色手
繰ゆ

楯の板を張る

巻廿三 神南合戦の条 先神南
の宿に打寄て楯の板を張る
あ先て○楯の板を先まて木理ゆけて矢を防て

蛤刃

ぬけ出ス

巻三十七 敵りかち場ぶ条の条楯の板を切せ射ゆ先を立よ

大鍬形

同条 作る木 黄絹一疎の中より大鍬の
条ふ一ふの鍬掛ふ武者

三ツ鍬形

巻三十二 同条の条 出羽国住
の住人 福岡三郎 世ゆ知まる大力の
りゆ七尺三寸の太刀だ記ゆ作りゆ
三尺手ゆ蛤歯 刃 掻合を伏縄目の鎧ゆ三ツ
鍬形 打ふ甲を被ふ条ふ

タヒラ廣

伏縄目鎧

古ふ大ふりだ記ゆ廣今ゆん

[illegible]

白帽袴 巻三十一武蔵合戦の事 先陣八平検三郎金吾小太の袋白帽袴[illegible]

[illegible]

[illegible]の曲り 巻三十一藤金合戦の事 小太郎[illegible]

[illegible]

小長刀 巻三十一八幡合戦の事 三尺寸の小長刀[illegible]

小手手覆

大太刀 同事 [illegible]寸の大太刀

洗革の鎧 巻[illegible]

洗革鎧妻元 **龍頭甲** **甲緒** **太刀二振帯之** **鉄** 巻三十弐 少太郎[illegible]

[illegible]

て母の耳より八寸半ある太刀二振帯

鎧突 巻三十二神南合戦の事 [illegible]十余人の者

[illegible]

[illegible]

巻三十二品及おなじ上洛の条に或いは同毛の上張きて五百疋千疋等もあり或いは白八寸八の白太刀又虎皮の尾鞘に鞘一様に二振差副て百疋二百疋あり

白太刀　食作刀　火打袋　巻三十三公武武家

枯易地の条に五番の頭人に長谷寺の「鞘」

鞘は鮫　さ先の付る白太刀　長刀　金作打

そこらある刀に虎の皮に火打袋をさげ下る

きをしく

火打袋　ちりもとさり○又巻世世小世通夜物語

又ある時世世城石鹿夜に入て出仕しるに小世

火打袋を入ておるる物を十文元なるして清川へ

ちなり

木鞘巻　木太刀　法袋　同巻に青地錦と云よ

あり（衣裳に細布の市毛布の大は版の茶を焼て万焼千しる煮ものとりふやさかり）出仕の時に木さや巻の刀をさし木太刀

ものとりなが叙爵の時に世なり小法袋をつる

とりる○按ずるに木鞘巻木太刀云ふ物を作り

あるなるあり鞘を切て本地のまま巻しるべ

なり　俵物をするもの

除馬毛　白鞍　巻三十二帯山道型上洛の条に中世

河越泉三郎の馬に風情をはりし馬世文白鞍（ヒヤウモニ）

を置て引とりなが濃紫に黄茶に弱紅色に

巻三十二義興夫人の物語佐殿身火威の鎧を着て敵の五枚兜の板をしめて白葦毛なる馬の額に角のはえたるに乗あいの鞭を左に持て江戸遠江守を弓の末にかけ落さんとして

馬の毛に落て落合人々討死する○白鞍と云

[illegible]

首と酒と浸す

巻世三新田左兵衛佐義興自害の事

[illegible]

酒と浸して江戸遠江守同下野守行朝を先立

[illegible]

陣へ送る○首と酒と浸す腐まじ記あるに事違ふ

[illegible]

[illegible]

試札

巻三十三菊地合戦の事

[illegible]

射さきを洞ゑて札を一枚まどふ掛て威れ

[illegible]

巻十七ものあり

掘掛

巻三十九神功皇后攻新羅事

[illegible]

母君の御後を[illegible]

[illegible]

なむ為出しりるし○世說信を取られる説揭
いまりしるる俺

日本の太　因幡の神功皇后御弓末浦より文篠
のまもと我日本のたとしを取て出をれも
○世流伝を秘しる神功皇后の時代に日本ふ
いまし文字始まりしる文字出る俺る説

連翹鍬　卷世九世代入道軍の事毛鑓
なるこるふ連翹の鍬掘るる姫と御髮をまるる
篤しい○連翹鍬い連着の文字を書る俺

鉄炮　卷世九大元より日本に伝る事文永二年付
十二月大元七万軍船の元船用時に時多の津に押寄
さるる中国云女まるふ更る時鉄炮をて鞠のせいる鉄
炮の形てずしるる始をくる車炮のをく俺を乱
ことるる用をる電光のをくなる一双に二三
十るけ出しるふ日本の多多に焼こるさいど
槍に出すをつをくるを俺をこ引まるるり
○大鉄炮しいをるものい今の世の鉄炮のるふ
今かるるる出矢をを炮の数なる俺

カイ（賊）ラギノ金作太刀　巻尾十中風御金の事　常力

十人なを相ぶくして列をなし左（一）彼糸作なの
帯ハ黒屏風地白の亜茶に金銀の箔をして巳月
結ぶ所ある刀の鞘ゐ白い鞘ざの金作の太刀（たち）む〇
又云（巳）右と祐爰三郎ハ黒屏風法衣地黒の亜茶十二
節（遠）ちりの中に銀（曜）をもて（夾）ちりかさ黄
鞘ちらいに三の五ものいい〇ちいに地錦いさ光錦
之柄と同し

白太刀

天下に大内修理亮地香の亜茶に金薄ちりて大菱を押り打（カイ）賊（ゾク）の金作の太刀を佩く

同第に右と小串次郎（二）屏風の内地錦（詍）の
亜茶に銀箔をして白ちりの〇又云
次（三）伊勢七郎ハ黒屏風貝行地白の亜茶に金箔をして
むに蝶をかりて白太刀をはいたるあるむ〇又云海老（ちはい）
名七郎ハ黒屏風論（しり）地黒に茶席の亜茶に金箔をして
大鼓（カ）鼓（ゴ）をかりて黄ちりの鞘をたるをいり〇又云次（七）
小和田左衛門太郎第に赤地に黄の行ちりの亜
茶に金銀の箔をして十六月結ぶ所白い鞘に黒カ
ちに〇又云山城（右ユ）屏ハ黒屏風所に地白に金流を
刑流に黄に亜茶に白ちりをして結ぶ〇又云栗飯（次ユ）

第五巻第拾弐ちりめん地黄茨ちりめん地黄茨に水に書金泥
ちりめん地黄茨に白土に墨にて帷子い巻物の形に
白太刀をまいり

ウチサメ金作太刀　同第五巻　大内侍記元亜墨小色紙　此条参考本ニハ二ツ前ニアリ　金
前にて大鋒に押もうちさめと金作りの太刀をまく
○うち鞘に金銀を蒔絵の所々に粒を打ち

調度掛仮　同第五巻仮作に木偽物の立蔀屏風
ゆきえのかりさあるて調度の掛仮　○表裏同色
ちがひ表裏色の二重裏
そ云布衣記に見えちがひ表裏色の
のあり

表共一作に文反裏流れの文字迄の為さて若しくは文字ハ
単衣ハ裏ハ猿皮を
鞦ハ子猿皮乃
腰当をして

腰當　巻三十五南方掛袋の巻に扇山の逆に沈
に狐の皮に腰當をして人に対面しりぞかと
云る人やうとまりり人「扇山狐の皮に腰当化の
神ハ化ハ生まれ　○腰当と云名ハ同書に云
色ハ黒にて黒革のかく作り上に鈴を付る腰に
付て腰ハ結ハ長ハ之ハ下ハ長ハ
ハて黒かり毛の方ハ表ハ

坪板　巻三十一八幡合戦の巻に西の御門に板立の
坪の板に用意をそなへて射こころみる○又云坪板に

射上手ニ成ル者ヲモテ振立ル〻引切テ投棄

樫木棒 巻廿九将軍上洛の事 樫の木棒の一丈余ニ成ル者ヲ八角ニ刻テ黒ク漆ヲ塗リ白ク磨ケル二ツの太ク逞キ小振ニシテ白ク磨ケル二ツの太ク逞キ小白泡嚙テ只一ツ宛ツ〻面ニ進ミ出テ

秋山光朝ノ夫政ノ弟

中門ニテ上洛シムル 巻廿九義貞集ル人ニ上洛ノ事

大将中門ニテ鎧ノ上洛ニ成ル者ヲ水練ニ成ケル者ク

五尺三寸有ル大馬 巻ノ上ノ事

鏑矢抜原股 巻十二原有射怪ノ事 建武元年

巻十長崎ノ郎合戦ノ事 巻三新田ノ上巻 つゝミて中ヲ抜ケ 弓杖五六ハリ安くし投ケ捨ス

巻三ノ末ニ同人自宝ロの事 胴ハリのこりハ溢脱ケ捨ケすて

怪ノ事 紫宸殿ノ上ニテイツ〻テ〻ト鳴ク二條関白左大臣殿の左仕陪次郎丸馬屋有物ヲ奉テ射編矢の原股ヲ抜ク〻射中テ怪ヲ亡テ上座ニ敷シ次日同幡国ニテ大友二ケ所ヲ編る○古事ノ如シ

笠懸 **流鏑馬** 巻九六波羅攻の事 大ル河世七郎 通義十六

が流鏑馬ヲ中ク投ケ捨ル程の小者ニ組テ落原ヲ左ノ手ニ取テ右ノ手ニ持テ馬ノ上ニ立テ居ル

傍折 去ル三文字ヲ書テ射テ居ル

鬼丸太刀 **倉作丸鎖太刀** **太刀二振** 巻九山崎攻

名記尾法師

の事なく常家の重宝と云り倉作
又号之見也
八義貞の家
の太刀の寸法三尺六寸の太刀也と記せり

笠手 扇 因果と尾法師三方の弟也逐電
鬼の小名なる血の笠手にて相撲しに扇開を使ふ
長家卿

絵角 上帯 巻九六郎左衛の事
尺也て絵角と名付あり凡と云れ武
蔵七郎と素藤の能の上帯也踏て扇と言揚り

白旗 旗袋 白鞍 白鞘 倉作太刀 太刀上

振帯 巻九足利風上様の事 足利度世遠流の後

巻三十八畑川清氏梵
人余伝聞者相助る
光八相合手の敵二務
切て落し切先なる
かろ血を笠手にて
ちらくし

巻三十九道朝上西国
条馬の上にて様の
上帯あり

して此子是を寿と度と出尾赤橋相州の妹と
さい誕会小当亜せり て厩の記録よりと書て相模
入道の方く記也お接尾と名付る名案と名と兵衛
の奥ひと郎と二郎と扶持して厩に貴殿と者
しふ此人祖累氏の白旗あり是八幡殿より伝く
赤旗と伝へ云ふ紀氏と云ふ故 頼朝の時
二位の禅尼と伝て当家と代迄不絶と兼氏の
宗家と云ふ 於世家論也 是今家の厩
列て進ぬ也 無禄と云て凶伝と者と出遠流

ときに詮の筈に合てゝ白毛を入るゝさゝるの外に在る
の馬にまて優しき白鞍置て十丈の白幡縁
此鐙十数人の力一刷て引きける

矢のね孫　巻八三月十二日合戦の条に師律師
外桂馬を踊む走る歩立ちなる矢のね孫解て押
く刊るげ一枚楯の陰より引つめて射ける

橦句鐙　唐無母衣　巻九六波羅殿の条に橦の句
ひの鐙に唐葉の母衣掛たる武者

鐙唐櫃　巻十一越前守が家の地に自害の条に五ヶ

と云る事に於るゝ少き人を鐙唐櫃に入て乳母
二人に母は世話合戦の図に洗ひよりて逃
まん迷く立てれ母君の女房も同じく図事を
洗ぬんとて唐櫃の緒を元牙て出けり

袍ノ笠符　巻十一縄葉合戦の条に一手の勢を
袍の笠符をきせて放ちへ送りける脇よりも有
斗の舎九郎とて人の我をと得らん○菊池非将
の者武家の弁ずる

縄ノ纏　巻六楠天王寺出張の条に敵の縄を

渡とも俗二三百疋ばかりとる所剪やとりかとる事能
侍ける物の武士と

緋威　**白毋衣**　巻八赤坂合戦の事　緋の威
威の後ろ小毋衣無く麻もかるとかふ○又巻
九六波羅攻の事　緋威の後ろ袖形打ち
甲の緒をしめ免　（大高重成非）

袖形打ち甲　**甲の緒**　ちかく結

頬貫　巻九六波羅攻の事　十六寸三すの方を指く
肩ようけつ　貫結抱　（ツラヌキ）　末ニモアリ　（妻鏡孫三郎長宗ノ歟）

白布旗　**祈文を書**　巻七先帝船上御幸の事

七所と云りもの武蔵の諸有れも白布旗
有りるを祈ふ物へ松の葉の如く逆国の武
士の家々の旗に書く世の末に成の業
より立置りる

かぶと　**追物**　**笠懸**　巻八月三十九戦の事　多年聞
古の追物笠懸今の弓ふる立ハ同事可知いとも
義井一軍して人よりんをん○巻十二平
経盛英文歌修正奉後の事　義中ね中ね
小さ所ハ笠懸かぶと追物と

巻九六波羅攻の事中
陳氏の陣ようう緋の
唐威の後ろ袖
形打ち甲の緒を
志め五尺余の太刀
を横て肩に付

巻七吉野城軍ノ条
大幕打あけて
最後の酒宴あり
巻三十二神南合戦ノ条
赤松律師則祐帷幕
をさゝへて打あけて

貔虎行騰　**金襴纐纈直垂**　巻十二同年の条に内野小山遠江守が郎等に大なる追出し小房小目の箭しろ下に置き貔虎の皮の行騰に金襴纐纈の直垂を着たり

（追出犬）

大幕　巻七千剣破城軍の条に二千間に張立たる旗大幕とも見えて楯に懸り幕を立てゝ入りけり

カツ色　同条に咲かけたるかつ色の鎧に山桜（長）の

九郎判官の家の発句也

服句工藤二郎右衛門尉祐経が花のかきありけん

畳楯　**帖楯**　同　巻十七矢剣皆坂と越川原関の条

巻七千剣破城軍ノ条
芥をもつて人なりけるを
人形を二三十作りて
甲冑をきせ兵仗
をもたせて夜中に
城の麓に立並べて前に
畳楯をつき並べ

太刀をきこえんと進むを八人の金棒に畳楯の庭にき見えしを縄を懸て優りけり〇巻廿九

将軍上洛の条に帖楯二三百帖並べて

畳楯五百帖
つき並べて　巻廿六ニヨリ

搔楯　巻十七に将軍北進発大渡山崎合戦の条に小楯に搔楯を引並べ〇同条に楯の

上搔楯の陰より軍兵共を射させ

持楯　巻廿一越前に越後越前の条に持楯三十条帖を懸て衷を戦すれば〇巻十七

山門攻の条に持楯の陰よりかゝりけんとて打破りけり

巻三十南朝の兵革の組懸ノ 余楯乃兵事その巧 をもて一枚楯のうら打 筭をさして歩て操 のごとくこしらへつ これは在家の垣にあり

巻三十七年隆資卿八幡条 かい楯切く引破り一 枚楯にさしめて楯 中へ入れ入て行 一方のかい楯踏破て 一度にさつとかけ入り

一枚楯

巻廿七 紀州龍門山軍の事に 猶もしてさる
一手は楯に靭(ウツボ)付て廿余騎参人○巻十五正月
廿七日合戦の事 一枚楯の掩しとかざして 前帷を
引とて板の端に掛金を垂木をおろし敵の掛り人を
まるけい 世挌楯の如く 一二寸の程を並べて逸
[?]より散々に射させて、兎角を払へ敵の鉄武者を
五百余騎揃て(スクリ)同じまつし掛りたりける

（楯の懸金をうけ掛の）

楠正成の陣へ

ヒシギ楯

巻廿二 畑六郎左衛門事 付 二月廿七日の
早旦より一族四百余人拘えし云ふしきと大竹を

出芝
高櫓

云ふしく楯の面に当る[?]流れて表に[?]
あり

十七 隆資卿八幡御陣の条 敵より御方を攻て持楯ひしぎ楯をつきならべ入てせめ[?]押の角にて出芝櫓の上の二の櫓へつかりて攻寄て焼ける

楯の筭

巻三十二 平石城軍の事 塀崩る[?]
ある人の楯の筭(サン)を踏へ甲の鉢を[?]打ちかけて

持楯に革を張ル

巻六 赤坂城軍の事 今度は持楯を
飛て[?]面々に持楯をまへりを[?]表に[?]
革を当て輾(タヤス)くはきさ[?]へ

鉄楯

巻卅九 自大元攻日本事 付 神功皇后新羅の神馬
轍の如く汗流し小守(コモリ)[?]の鐵の楯を立て敵

の方く実双へあり

香の子

巻八関東大絵上洛の事に出る諸国の
十万余騎甲冑を輝し諸国の神を祈り香の子
を打るる所くに道五里に延へ（サヘ）る○巻八摩
耶合戦の事淀川の石井の山に三十余騎に香の
子を打る所に引へる歟○巻十四相模
国進発の事大江山合戦事に武蔵の橋の
上に香の子を打る所に立双へる（ふかはのこと）○香の子
は香のこと打り浜なり

水彈

火矢

巻八赤坂合戦の事に何くに水を用ひ火
へ出て火矢を射きも水潮にて打消しは（未二考出ず）

櫂島威

巻十九剣四義貞高麗城事に松四長
く矢先に葛剣を巻（中略）ふ白芦
毛なりてふ叩き威の鎧にて三尺ばかりすのかい志の
きのちとぬを甲に先にかけ

貝宿太刀　**甲先向**

白帽梅鉢系鎧

巻十七飛騨判官広綱事に屋門
彼風の者たちに盃を飛騨判官席をたく三度傾

時白帳梅の絣糸の袋一腰孫

袋付上ゝ蓑笠之名　巻十八　慶長庚寅年里見伊賀守とちかとして武法士多人と合戦の時所持なる

小刻賀〳〵鞘四寸鞘巻（フゴキ）を喰書れ有之と物具の上ゝ蓑笠之名路（ツヾク）の上ゝ樋（ヒノキ）をふゝて

小長刀　巻十八　正徳元年討死の者ゝ某所ゝ十帝命ゝ一路運地の地ゝ逆ゝ合ゝ馬ゝ乗ゝ

二尺五寸の小長刀の名家之ゝ元逆ゝ御ゝ弦の馬の手

そもゝ名の引手切ゝ例例ゝ七八御ゝ

二尺五寸小長刀

切ゝ所ゝ

懐剣ゝ之太刀　巻廿七　加之信濃弥孫師亜者ゝ一献

之御ゝ世太刀ゝ保昌ゝ伝ゝ代ゝ

之尺寸ゝ懐剣ゝ之太刀之

御の袋ゝ九寸ゝ赤松ゝ

亜ゝ国心ゝ

小神ゝ之護　巻廿七　所司国者ゝ天下の敵

ゝ之ゝ之ゝ討死之人ゝ小神ゝ之護之

れゝ堂上巻ゝ葉ゝ之甲の絣之光

大旗 小旗 巻廿八三角〈道誉親子の者〉出雲陣

右旗小旗大旗の一撰〇巻廿一武蔵世谷戦者大

旗小旗下懐旗袖形一撰毋衣一撰是も無下陣

より〇同年〇只二引者の大旗の引て作て何

出雲守と出雲守

笠符 巻九足利風着御陣村の者〇足利風着

〇陣と云〇道風の数と記置り不当風の位今

久下氏三郎時重と云りの弐百年経て家和地

系る之旗の文笠符小旨一番と云文字を書こり言

右遠所陣屋と云〇久下の者共が笠符小一番と

云字を出こりと云文字〇牧又是〇一番と系

ありと云雲りと云給ふ陣屋書〇中依ある文牧

字を云彼の先祖武蔵国の住人久下次郎重光頼

朝大将風大旗の扶ふて御旅を江揚〇こりる時

一番〇洗系〇てこりる〇大将風御感りて義我天

りと扶〇一番〇恩者と下り〇と御て自一番と

云〇字書〇こと云ありると〇牧〇千東の文と御て

黄系旗 巻廿一南帝八備御遠生の系〇主上八

国立公文書館
National Archives of Japan

軍勢を繰出さるゝ山内判官を進せ給ひ
黄瀬の渡しにて一番に打出給ふ一宮
深正左馬頭行綱遠矢を射て
笠懸　巻廿三　七騎駆
深正が弟新藤二郎重行判官に召合せ給ひ
て笠懸射て芝原の大酒を所望し
俣野遠藤　巻廿三　三浦衣笠
の渡しに武蔵国にて足尾を
乗て武蔵

桃井播磨守直常二代ノ子ナリ
二宮兵庫助

紅下濃渡　巻十六　千葉問孫帰遠矢射て
足所重氏黄尾を射て
渡る只一騎
白糸渡　巻十三　浦大多和義茂
白糸の渡を
の中を形の如く
大笠懸　三ツ地口物　巻十　稲村ヶ崎
陣門に
風に懸紅の大笠懸を

三尺三寸太刀

先祖より伝来の太刀 **面影太刀** 巻十 後会会尖の事 為基が七治物語に佩

給ふ太刀を面影と名付く 東方朔曰く百月精

進して百年にして三尺三寸に打ち太刀成る 洲

俣の神と云ふ 脇差に拘板を寝

寝然と切り落されり

矢倉 同年正月陣に備へ矢倉を作る 遠矢

射教えたり 又末まもあり

帽子冑 **鎧** **大鎧** **七口拘** 巻廿二 畑の帝の事

足軽

糸を拘り額に高く築かれ 彼畑の帝

刑太夫房快常にて少も劣らず 正俗あり 又中

間に西八郎にて 鉄辰名なる 大力あり 又相模

と云ふ 此時に有り 世人の者

間に多ふ 作り式 帽子冑 鎧 多く

彼に出 出時あり 式 大鎧 七口拘 拘 あり

取 質を望て 敵の向城に出入る

障子板 同年 不思議なる 障子の板の如

肩を入れ射 矢 白羽の矢 付 流れ 敵

更に不脱事なり

取付　巻世一番吹返軍の事　敵の既に陣を賜りき
文書に取付くに只二騎相軍の陣へ迯入る　長尾彈正　根津次郎

草摺　同事　何ぐ程いかふ出来ん事間へか
武人あまに不相なれども
馬の上ずりの云ぐ事あり　也ぎて教
草摺の的（アツチ）ずりふ物なり　的　右見○的矢間の書遣
矢倉　同事　十方より矢倉を作り物に射る
神の変異　吹返　巻世一八幡合戦の事　神の変異

巻九六波軍攻の事　長宗の憑の変異　既の夢五月五日立花の矢かしらをけて三槍の下へつき走入

合詞　巻三十七平左衛門軍本寺より到る名三百人ばかりて敵い猛しくしかしより約束の名字をさしこめつ　和田寄手（夜ち時）

吹返　立花の矢かしら州勢に押出の陣にて迯返る

法性寺左兵衛督（従三位　親康子　時）（天正宗康長）

合戦　同事　法性寺屋敷より世勢と我陣へ来て合戦をなる敵（ツチ）を誘（タヽ）そと間い進むと名乗

夜討　夜討して夜已三三更の程なりて敵
宿院の法と上りて如此敵城へ押寄

種　巻世二主上義鈴段義の事　陣陣海陣の
地下人千軍勢此小一夜を遍間をで事小解く
頻方伸しと思ひりる事世辻（の）彼（の）事山先辻

[illegible]の師匠[illegible]

糸毛縅　鳥帽子形　巻廿四天満寺供奉[illegible]

十二人[illegible]の糸毛の縅よりあかし[illegible]

[illegible]

舞鎧細太刀　同第[illegible]左兵衛尉[illegible]源義弘

然[illegible]舞鎧の細太刀[illegible]小八葉の車[illegible]

御湘夜叉　同第[illegible]加地[illegible]三郎左衛門尉[illegible]

湘夜叉の汲

腰刀　巻廿二[illegible]南合戦の[illegible]馬[illegible]

第[illegible]

[illegible]

川渡　**馬代**　巻十九剃田義[illegible]

我先[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○巻二十八三角合[illegible]

余路を進（陣ヶ進）ずりの器一度に二度に打合
うの事未だ（ウラナズ）遠足馬に成る所へ向の岸へ
とりけ上りける○巻十九奥州問答頼家上洛
の事に義経の文陣三ヶ条義経を押流して
陸に成る流星り○巻十六制四段記
公家に成る去程に水一度に落て偽兵作の
勢地に成り此馬武蔵に成る六ヶ条義経四時
に河に成る成る

悪相首不実検

巻十三会議師官義師の事
所領を除て引拳に師頭を搦前に義の系
に成り出て出る所に師頭を見すに逆切に
ぬいかりつる刀の鞘（キヅサキ）いまだ出中ふ留て出服
仕る人の手に関道を見て ある
に成の頭を見ぬ事を例
義の中に投捨て帰る○関道伊賀の夫
怪を刺殺し出を切る時の事に

笠懸

巻十二に安軍引退箱根事迫に打
寄て義の文を見れに二巴を義経笠懸

巻十七 善根院文永元年八月十五日
（橋）笠験を立て
進むるも同じくさ
又川付し世ようの
世人をを十六騎り
家ゝを中ゝ

巻十五 正月十五日永仁元年
熱田巻 巻て数を隠し
笠験を取て地の下
をさめ

巻三十二 神南合戦条
さしやうの渡りて
武蔵（陸）三川両の
笠験つけて

書り扨ハ小山判官ハ
竹ノ合戦の事ハ行河の
巻三十一 八幡合戦の事ハ水色の
七〇十七 義貞軍の事ハ主上の
と切ハ笠験ハ
〇巻十 長年帰陣の事ハ西国の
了諦打入ハ京白河ハ
笠験をハ世ハ要ハ
巻十 毒度合戦信濃
一ハ笠を中黒の笠験を〇

前輪

昆深

禮札頭 巻廿八三角倉諸祝の事ハ落書

胃訴状の板 巻廿三京軍の事ハ

梅檀板 巻三笠重軍の事ハ

千檀の板と云の小板まて

弾嶮 巻廿三京軍の事ハ

と決ハ嶮の弾嶮

巻一多治見対馬守条
四方をきこえんかい
車の物 旗一流 筆地
の上より見えつ
下黒 面こだち の目貫
の拵 人 拵 切合て 賦
切 ようり 腰巻
えて 肩 上 投 ケ 二
十七 ケ ケ 胡簶
と 主 家 の 弓 を
引 さ ま て 門 の 上 ま り
櫓へ走 ケ り 中 差
えて ケ つ つ こ 下 黒
十二束三伏 ケ ケ
引 ケ 切 ま た
ケ 上 ま 走 ま ケ 射
下 部 赤 ま 黒 ま
衣 物 肩 房 の 兜 の 色
向 ケ り 弾 付 の 板 て
て 矢 ま 白 し 射 ま か
て ま ケ り 倒 ま
射 序 ま 兜 に て 猶 の 袖 草 摺 兜
の 弾 ま い い に 指
つ て ま ま ま 射
ケ り ま

卷九名越弓張対馬守条
尾先ゆ 兜の ま額の
ま つ ま 眉 間 の ま 中 ま 高
ケ り て ま 籠 家 胡
籙 を ま ま て 矢 叫
た ま

卷廿六 ケ 条 張 ま 合 戦
ノ ケ 条 敵 の 太 刀 の 切 先
の 猶 の 絡 角 兜 の 鍬
二 ツ 三 ツ 打 ま て ま 母 と
迫 つ け て

卷三十二 神 月 合 戦 条
猶 の 射 向 の 袖 ケ り 合
せ を ま り ケ り
後 ま り 大 を ち し
切 先 ま 血 を ま い て 切
て ま り り
同 条 内 源 十 郎 義 秀
迫 ま 敵 ま 迫 ま す る て
兜 の 弾 猶 の 絡 角
切 ま り 切 ま り
後 ま ま り 太 刀 ま
赤 ま り

ケ ま ま 三 伏 の 矢 ま 兜 家 ま 射 の ま つ ま 三 伏 の ふ ま ま 射 ま ま 答 野 ま 帝 ま 解

三帝 ま 庫 助 撃 ま 横 ケ 西 ま と 名 家 卿 ま 古 横 ま 清 ま ま ま ま

三角にすど射 然ぬ
の袖 ま ま い い ま こ ま ま ま ま

巻廿七師忠圓子氏原
条本 打撃も大手ホ賢し
中条 仰脱ロイ(ト)して
小具足ハ[illegible]
ちかりて立ておしかり

押除け小太刀を手ぶりとりのき

全前

雑食ねら敗　巻廿六　紀条滝と合戦の事　小楠上山を攻めくしてそなんるを大小佐竹勢の事　雑を乃ち楠遠と合ねすの事　遠ありさてい安子細武蔵を打くだり

小ようよ霞　**長の海ぐり**　巻廿一　浅倉合戦の事

小ようの霞を切流さるく太刀ゆくくよ長のまり

さ佐ん太を切まくく

右刀をいたの脱よ抜く流の長く高さりたちの
左強を元合て強れ久を敵ニ強能強ろ敗りて

鎧角付　**冑の神**　同巻弟く冑の神く鎧角先ようを三打

巻廿六弟子原ようを合戦ノ条
和田殺条三ヶ月の槍と
元怨て松田ノ殺の鉢
をもくしてかちまして
鎧をてるもくる所ま
内殺をつくれてるよ
ヒ倒まかちく神き
ようく

巻三十九廿ノ々 狩平宝
ノ条 或ノ殺の神を
二ツ切ちてりふ太刀よ
ロ々敵を切す 或ハ隠
の胴ヶをけす 切
てもれかる或巻氏神

ヒ打去くくふ切

（何とも義興ちくもさてのハ去つくま強を強ひて鞭
切ようあり内の三務の敵をつく馬をりけのけてあれ
大刀の武者くくこ弓矢ニ矢ノ二矢ノ感して）

小ようのハヅレ　**スヲ子富**　**手反の兵中**（テヘン）（ヒン）　**内冑**　巻廿五住

去合戦の事く小ようのまくまの孫のあまりよ迄よ

生中内ら敗を一ふ[illegible]（もあき）文の赤さの生やを

く三十六海佐を前ー

卯花威　巻廿一八幡合戦の事く卯の毛威の遊林

く打くく水（色）ようの色ヒ[illegible]ー妙きりくさを○古波

兵衛ノ護也

腰力　**材の神**　**上帯**　巻廿八細川お換ま討死の

此毛沓ハタテ
アゲアリ物
射沓也ツラ
ヌキニハタテ
アゲ有レハ
ナシ
スネ
スネ子アテニ
サヽハルヘ
唐笠

条〻相模守貞時の時代の人〻投業
（伊賀三郎光之）
掃部助と射手の神宮下小押〻〻頭を捨人と上常
（細川清氏）
（弾正二郎）
延〻切り捨て海の刀ひ川に入れ引上り
（掃部助）
心おもき者ありて外〻ひら〻〻捨て刀ヲ刀ヲ
（おかしてお捨ての後の茶物を取あけあけ茶ヲ三刀さし）

毛沓　巻廿三七

社頭中〻と武士共充満て時の得人と数と
ゆ知誰と云ふ人なく道表一ヶ所迄〻の数重〻く
庭笠小毛沓を色〻の色〻の小袖ぬぎすて〻酒をあ
ゆしたる色〻の物ようの茶の校を無り物〻
早歌（サウカ）秀りの雑詩て馬上三十騎大内野の芝

生の花の高〻もしし事り〻を掛〻く歩まさり
（〻〻し上）
○馬上沓〻毛ノナキ
馬上沓モアリ

衛府太刀

同条〻竹林院中納言公重卿の
竹生りの小袖三
（袖三）
衛府の太刀を被出宣セ〻る
（ち）
はかせ中〻紀伊藤吉を為被
（ち）

胃の袖	神の三の板	小よの余	摘茶のハツし
茶摘の横笛	秋秋	星	譚女
		長刀	峯

太刀懸
巻廿一武

花世代戦条〻義興と胃の袖神の三の板切落れ
て小よの余〻摘茶のまゝ星と三ヶ月ハ義法ハ

太刀の茎指の横穴迄穿(きれ)て盛色手ち錆ちる小
袖形の方切刃まて星もかり刃さのり太ヤと
鐔本より打刃切り返中間ニ拵をさ長刀ニおきてりる。ゲ
茎ハさくふのゑ抜かく切ハ生さ丹ニ鐔の形ハ
を刃ちりる

水色旗

大袖形 巻世二小右衛門殿の砂茶
宮方ニ合の軍ニ打勝ちく氣ニ揚け原小ニ寄ち
東の方ニ見れハ古沒の枯枝一枝水色の旗を
さ一大袖形ニ夕陽ちりぐ者ち

大旗 巻世一武蔵守合戦の事ニ只二引者の大旗の
引く小ちく何くもて也ち退散の事、（新田武蔵守義宗ニ成る武士）

旗ニ絵く切る 同事ニ練貫の色有小白ちニ
さ一ちりる砂中ち白ち有ニ風ニ飛ち
絵くも切ちりる

鬼撓 巻十九奥州國司殿上洛事ニ鬼撓（タダ）
形ち流ニ せんりくも也ち拵ちりる（部井十郎ニ本三市刑根川ニ流ち拵ち）

弓隠 巻三十ニ龍泉寺軍の事世代百年
人ニ世ちかの一世の木の梢似の弓蔵（カクシ）のち

まり諸手を繰くり尚も大勢のまりうち相
尺をありける　○巻十七小門攻の事まあり

立スグリ長スグリ　巻廿四平太城軍事

法盗ゝして功名附立まぐり長ぐりとも有
ゝを約束の事を出して諸人同時鬨と立
鬨とゝ（長くかく）て敵の陣を長くうち出るを海人
和田義盛の時と功名仕るより錦松出
一件の立まぐり長ぐりをあり申きく
入る所人共名乗をあるを訓ぬるまま

有り前を安徐あり出さ有て大勢の中小元
義盛ら是所人共を討死して為を留まり○去
正成の軍法也（相田和りかり正成の平石城攻のすがり書き入れ一件のすし）

洗首　巻廿義貞自害の事尾張を出そと
紙に見法（筋）てあるを西義やまた新田屋敷の新
つゝ似るをあるを若き法の眉の上
矢の疵有屋しそて自ふ髪掛の上く髪を
きあげ血をぬぐ左の眉上を疵
く長して左の眉上を疵の張あり○按ず

小そ化粧とゝのゆい元前之髪あり[illegible]
之[illegible]血[illegible]之[illegible]花[illegible]髪之[illegible]扶桑[illegible]
[illegible]人の生時の如く小[illegible]之の
実[illegible]正さんりゝ陸奥[illegible]話[illegible]身位[illegible]梳
り髪裏[illegible]害[illegible]賛[illegible]之[illegible]新[illegible]
[illegible]之也

母衣

巻十六赤坂合戦事 維盛威光母衣
（見西部人道恩門鮮）
[illegible]○巻の六[illegible]の事 櫨匂の[illegible]
世の母衣[illegible]武去○巻世九[illegible]月[illegible]

巳ノ刻九

巻世三
京軍の事 維盛の[illegible]世の母衣[illegible]○巻世三
京軍の事 義経の母衣[illegible]の[illegible]人[illegible]
り○巻世九 将軍上洛の事 武蔵の母衣より
母衣之元出[illegible]巻之[illegible]
[illegible]最[illegible]出[illegible]人[illegible]○巻世[illegible]
[illegible]門出軍の事 海[illegible]の[illegible]
[illegible]武右[illegible]の母衣[illegible]（坂谷伊[illegible]）○巻世[illegible]
合戦の事 佐[illegible]本の[illegible]一[illegible]の中[illegible]

[illegible]の母衣掛[illegible]と云[illegible]人○巻廿一[illegible]
[illegible]の母衣掛[illegible]諸[illegible]
世[illegible]と母衣[illegible]を掛[illegible]
[illegible]将軍の御家[illegible]
[illegible]家[illegible]二[illegible]
[illegible]て誠[illegible]と細川[illegible]
[illegible]○巻廿二度[illegible]
[illegible]倉禅[illegible]
伊賀[illegible]公頼[illegible]
打[illegible]
[illegible]

長尤[illegible]
[illegible]後世の[illegible]
[illegible]公頼[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]倉軍の[illegible]
[illegible]
[illegible]母衣[illegible]
[illegible]母衣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

曼荼羅と畫て鋭き然くとも生くい法よ
し死軍ふれとも十死一生れ日と去日と
取く大勢の敵に向いきる

遠的場　巻十七出門弧の事皆印の扇に月出
るを矢を挽く遠的場なりてみを立てり

金具鞍　巻九山岸合戦の事三年合戦の事金具の
鞍ゝ鞍○巻ゝ名越尾法ゝ鞍之事文書ありおなし

虎皮頬貫　巻廿七日楽の事赤地の金襴の
打掛ゝ虎の皮頬貫ゝ○巻ゝ

日楽は時ゝ巻ゝ出陣ゝ出ゝ大将出陣ゝ
虎皮の靴ゝ頬貫ゝ日記ゝ
ゝ

矢合　巻廿一武蔵廿七合戦の事已ゝ明日矢
合ゝ巻ゝ出ゝ及石塔三郎合戦三浦介
ゝ宜しゝ合戦已ゝ明ゝ
廿日矢ゝ
ゝ廿者一ゝ
ゝ

宿直日記　巻世二乗ゝ上様の御事ゝ記門ゝ土夫
の告亂ゝ毎夜宿直番日ゝ勤ゝ記ゝ

日月旅　蟬丸　巻世三菊池合戦の事ゝ菊池
と武ゝ敵ゝ対ゝ合戦ゝ金銀ゝ用ゝ事ゝ
ゝ様ゝ様ゝ様ゝ一族ゝ記録ゝ押ゝ
去年小武ゝ七武ゝ菊地ゝ向ゝ○巻世六記
ゝ記ゝ記ゝ記ゝ
縄ゝ合戦ゝ事ゝ
ゝ蜂ゝ様ゝ様ゝ様ゝ
ゝ砂ゝ

軍奉行　巻六楠天寺山張の事　隅田ゝ
ゝ羅ゝ軍ゝ十八ゝ
ゝ京ゝ畿内近国ゝ

能ゝ極意ゝ捷　巻世九小清水合戦の事　浮雲
ゝ橋東詩ゝ偏ゝ
度ゝ一騎ゝ戦ゝ七八
遥山尾ゝ二郎ゝ記ゝ討ゝ
主ゝ刻ゝ誰ゝ
ゝ梅ゝ

和とえ麿の古へ一の名の石鉄と二宮に掛て
名を揚し梶原平三景時ら手本とせられん
と公の〻でなられを記録り

ウツボ　巻世に能勝龍門山軍の事に能とし
名を一枝擂て簀（ウツボ）に入て世に出て矢人〇巻
世八三角石塔の事弓押法巻格（ウツボ）に中る三石
金鍔の名を前月能の沢を追て

雑案　巻廿八（此条ハ今本ニナシ）　忠保雑閑（門かのやし）南方（除巻ヵ）石鉄の事に雑案
しを立て弓矢いくらの兵能羅刹を見すい臣

とをそへ入れり〇巻十七山門法の事に遠矢
る射を矢だるかたしを仕て清づけして上
り。清つき射ものこと（鎧つき射ノ字用ヒヘキ負文ヘリ）　矢たつかしと立引十巻佛ト合鉄の石ともり

闘法　猿の中子　巻十五三井寺合戦の事に秀
源を一生涯弟と親ぶ御ぶり上人法
名記法然を嘆い陸一三年佛の御道あ
ま東三法よ抽て猿（ヤシリ）の中子と巻廿まて打
ぬ小ちる矢に三命と扶を今や
ちを法ちを新　俵藤太故事ノ条

赤一揆 黄一揆

諸国

巻十六建武二年四月十六合戦の事

さて小松殿は又諸国の勢を召て一揆を進めらる〇巻十六大樹摂津国兵庫合戦の事

五

同月廿日の巳刻に湊川兵庫河原にて両合りなが立て諸国の勢を召て東西北の陣を張り南は海を背にす

ハイハラと一揆

巻廿五尾張小弓東池田合戦の事

長野の蠅掃一揆一陣に進て然り

桐一揆

同月の廿一日に仁木京兆の陣に桐一揆起て

同月の後部の合の一揆地加て中黄赤一揆を無改て中黄黄一揆と名付て

巻廿二神南合戦の事

巻廿三則祐八下老武去取人許賞流奉

以人共野に二十余騎油幕の内に布陣

ちきあり〇神だつ

ねてあるべかり

半靴

巻廿四天龍寺仏餐の事八番に言武

蔵守師直上杉源氏弼頼貞上杉伊豆守能憲上杉左馬助朝房

布衣の上に靴を履て二陣を立て打無り

油幕

巻十七山門攻の事中黄の旗三十余流

山門の方に泊地の如く張て陣を

双へ〻油幕を引〇油幕いかて幕の事〻

唐の詩に文をかぎりて書る之白布を幕

小油を引事なるべし

巻十七山門攻の事付

出羽の住人江口の八郎氏信と名乗て源義経の大鎧数

甲の法を給る所の太刀形ばかりなる物を帯て

黒糸縅

兜鉢巻　大豆巻鳴鏑　同糸にて結び

太夫黒鹿と云る逸物に乗て三尺八寸の七刀を横たへ

さし給大豆巻の腰巻に三尺八寸の七刀を横たへ

元々礼を知る人なれば武人共も敬し

奉ぬ切合の事

火威縅　兜鉢巻　射向の袖　同糸にて結び人を見

[illegible]

巻十八多々良浜合戦の事

[illegible]島一番松の柴を

一枝折て甲の上に

[illegible]

[illegible]の権護

[illegible]陽相[illegible]

教[illegible]射向の袖

[illegible]

[illegible]

[illegible]

石余人痛ましく覆ひ石ゐりて切り捨て進ぜんと
思へども

佩添小太刀　巻廿九将軍上洛の事

刀を帯びず打刀ばかりにて腰の小太刀斗り懐
なり　○ハキリヘトハ太刀ヲハキテ又太刀ヲハキソヘタ
ル ナリ　太刀ニコシナリ

馬名刺　巻廿五任官合戦の事　三ツ

刀切ぶきく馬をよりぬ　○同事　舎第三河守兼義ノ馬
刀切れて捨きり　○巻廿九小法師合戦の
事　馬の平首を切らるゝ　時ノ

巻三十九若狭守師重の条　馬の三段平頸二太刀切
き事物のたつまで三ツ
つゝきて

巻三十二祇園会戦条
馬ノ口を下り切きり
向月馬まの七ずき
所て

切ぶくて馬の刺ぶて鎧原より射まて○巻廿七
剃髪軍京藤の事　植の陰より陸奥の方へ太刀を人つ相て敵うちに
いま孫義さを　巻三十二祇園会戦ノ条馬の三段ゆゝしく切りて　同条敵方
のうつこゝろ射ぶ矢馬の太腹草際まで太刀ゆゝしく　師ノ一師秀ノ不文
師ノ一師秀ノ不文

提鞘　巻廿九師重の事　合戦の時
分も奉ぬ出来して師重を道帯師秀道
道帯を裏ぶし庶
ぶくて出れも　師

打刀　巻廿九師重小法師秀元を迎て打
刀を抜く戦ひ　抜　同条師秀ノ対処ヨリ懐ヨリ抜ク方刀を抜ハ
ケイトアリ

一的場　巻十七義貞軍の事　敵と一的場の
内に現れ出でたる武者一人
扇　巻十八武田孫四郎遠矢の事　武田孫四郎扇
を揚げ海の方に名乗りて
名乗の扇に月出でたる弓を横たえて遠的場に立
てり　○巻十八春日遠所の事　遠所の名乗の扇
を上げて松浦に対し奉る　○巻十三京軍の事
大将恵良の胡床を立てる橋の上より遠く見渡す
て御方の御手より扇を揚げて二三度打ち
○巻十二石馬寺の事　石馬寺小林長兵衛人
馬に乗りて敵の陣を破りて然るべきと云ふ
右兵衛扇を揚げて打ち止めの合戦の事
揚げて打ち出す　○巻十四小原の合戦の事
京三郎左衛門実兵一騎池の中に長き尺三幅の
小旗を立てたる西方より扇を見て
て敵陣に入る　敵陣に入る
けん扇を巻き御手の物を打ち振り
南に扇を巻いて而も遠の軍に

打鐘すること以早鐘をあげて
そなへすること

三幅袴古方赤よりあげ

七寸　巻十六児洛三幅袴
繕の七寸の紙をくゝり馬の舟根を結ひ
よりの綱　巻十四建武二年閏十月十四日会戦の条に言
の三郎ちよりの縄を打然け鎧の袖と袖とを結ひ一本かる
結とあるは此なり是は○巻十八倉持城落条に大
るのあるなり
宮を所に元弘力所今為れて水練の達者へ

れに来るを小船に乗せ来りさく橋のいなを
ちれ共縄をとりよりて海上三十余町
を游ぎ渡り市の浦へ乗おきりの○世間
よりを結ひ馬の綱をあびもの
きの事や　やはらかなるを
やしなふ

赤糸威　巻十八春宮還御の条に右馬寮
生武文(泰)の糸威の鎧に大鳥羽の法皇
芳賀毛ずりの三宝ゝ打ちすり皆の有をかけ格子の飛を同つて受飛ゝかんし格子桜ゝ之ゝ　武文七男八郎　仁未頼夏

頬貫　巻廿五赤糸威
少捕ハ金りの板を立てはゝ

今の内へ入て降風降をぶり

是非 巻世六秀吟先方討死の事 楠長脇
の世代三百人西方の陣田へ立渡る藤左衛門
敵と斗る

誤差 巻世三京軍の事 佐々木と佐々木と搦
楯の内へ入て敵陣へ入る人と云り事
も世遠く先人佐々木の誤先城諸年
多の誤内へ投入て已ぶ事を知て搦楯と
上り敵てを入りり○巻世に敵京の事を
誤差事上の異を実をく上り差と事先
こと抜き自をりてを誤を知先く切
岸の事を実をく大然い清氏と有と言多
事を書れも○右の事むこさ一の俗の
もをきなり

虎皮尾鞘 佩剣太刀 巻世に島山道場上原事
郎と実人共人の白太刀と尾の尾鞘引敵の一
枝と二振を記剣く百詩郎百詩打ける

誤 京を記を○巻世七剣北軍京兵の事く楯
の陣と敵七刀の打拍の尾と云百人を通く○

巻廿巳 紀州熊野山軍の事 隆の谷合戦

長坂を越て一ヶ所に三千余人を籠られたる

の足立ちなく ○巻三十 吉野殿 相公羽林

北畠殿の事 北畠中納言 熊野の柄の元延

く喉吹を突く 実倒 ○巻廿九 陸奥守義

家 去る小屋 陸奥 脾肩より左の乳

もく突徹 つまて 陸奥 義 指 おかを ぬ

義橋

巻十七 山門衆徒 砂の陣 長橋

長橋 寺の禁 門の後 北門 明

二丈余 城 城 橋 岸の上 屏

城 キバ サカモギ

と塞り 関 足木 密 キビ 長橋 橋三百

余 木橋 双

逆木 逆茂木 さかもぎ

柄口 巻十八 合戦 軍 一の宮 柄

石 流 柄口 無 合戦 柄口 無

柄 柄 押 巻 雪

如 廣 邪 ムス 第五

木太刀 巻十七十八 持 合戦 武田

京 合戦 切 太 橋 疫

逆木 走

巻十七 氏 向 家 家 塞 塞 塞

太刀の柄を巻き長くかれい杉の木を以て木太刀を作りて女の腕を強くせり

参考 太平記引書
禮林諸祖傳説
友梅傳中赤松ガ旗ノコト時有謀者曰畝旗其紋鱗形水也我旗左巴水也水與水相成故無勝負加以天龍必勝之天聞之頻繪大龍於巴上出戰乃得大勝云々
鱗形北條ノ云

旗文古図　巻十八

昔と天野民部左衛門尉と合て白山の雑訴の事を論じ申しの旗の文を出せり

公家の二引両と大中黒を付きて給ふ

文（モン）ありやと問れ申し農和尚文の出典を尋ね給ふ大中黒

月出度文

三鱗

成長

七文

文い一引両

天野民部衛門尉

同男

一文字

いかりの紋

北条紋

天下を治めて十戒

七道を意味する紋

文字を付て光光（光てい）

と吐れも又傍なる者の云く口ゝ人を云く

云もと將軍家戯遊

首級居櫃　巻三十義貞自害事　義貞のそこ
を逃るりりそこ戸鞍を與小家を附家八人今
りを葬礼のあく往生院へ送る生首をも葬よ
庚櫃に入まし民衆中都を割く階く主部く
上をまりり

鞍坪　巻廿一談合戦事　冑の神に祭角を
をと三打に打ちくふ切れ義興世をも
不落国りを落を佐く鞍坪く乗り給へ

梅刀　巻十五建武二年四月十七日合戦事　渡の

第指をを揚く梅の刀を抜むくの〇巻
十六多々良浜合戦事　敵太刀を抜く梅の刀
を抜人と一反りりる〇巻廿　相公に別義事
義詮卿長を抜をして渡を旨抜を梅の
刀斗りを白砂の上く無数人
合戦事　関ヶ原合戦事　今小砂く飛を人か
しをいりりを梅の刀を抜く腹を切全し
りる〇巻廿八　細川右馬頭中討死事　右馬頭
焦熱地獄へ投棄事　細川を

巻三十九芳賀禅門合戦事　多々良浜合戦事　関ヶ原合戦事　鞍坪事　梅刀事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

巻三陶山小見山薙刀条
五十余人の者共太刀を背ゝ負ひ刀を後ゝ
指し坂の北ゝ高くして
石壁の数百ふそひへ
くるも翔りくるき
不ゝ可ゝ登ゝ

菊水刀

思ふ刀心に任せて逆ふ者り○巻十六正成
そ相州に送る来菊水の刀と太刀少短く徴
の海に押ひけく自害せんと云ふ事
○巻十八金ヶ崎軍の事ゝ刀を引き流す
栖ゝ血余り（流れ出る）○古代刀と斗云ふ海刀の
事ゝ今世刀と斗云ふ打刀（ママ）古代打刀（ママ）

（熟考仕候ハヽ自害ハ可仕ハ（和田四郎兼家カ詞））
正行上詞

鳴の鳴

巻十六将軍自筆上洛事ゝ
爰ゝ云ふ山鳴ゝ
偏ゝ国通大士の擁護の威と加へく将軍の勇

白幅掩太刀

巻廿七新田軍事ゝ
ゝ祝義の後ゝ白幅掩の太刀一振ゝ
ゝ授ゝ又那ゝ
ゝ陣ゝ決ゝ

（天正年三月京の後ゝ
ゝ白幅掩の太刀ゝ
ゝ授ゝ）
（楠正儀ノ所為ナリ）

兵乗

巻廿八九州探題少弐の事ゝ
上ゝ
小女多ゝ
兵乗ゝ

（藏）
（文）
（ゝ兵乗）

降魔ゝ

巻二十四の内の属注の条、此は左右の袖の形、赤地の錦の直垂に赤地の錦の直垂を用ひ、いくさして同全服を着用候、鉢巻錦の直垂小具足いくさして

勝事と思はれ候一事も

小袖の上帷子　小具足　鎧　巻世八幡川お掘り

討死の者、軍立舎り大早り人数の内に入れ申

の旗ものと尺寸と均く二寸本戸と開りと小具

足ぶくみも堅めに袖の中袖引をかりて鎧半

さえ、肩ゆるぶ鎧ゆ一重上中下上等之先

て只一筋出申

頬當　同帯、或は頬あて、いまざら

ゆゆしき武者、或は家を十二人を鎧をきた

備武者　同帯、片皮脇の強武者とこの内

しきれ只人数の内に申

小刀　巻世九寸分兵隊の軍扇細木（サヽラコ）の如

く叩きるの太刀の又は小刀を別也

打振く

左馬頭基氏の鎧の色を敵に見せぬ為に推量して（大将たる人の鎧の色を敵に見せぬ為に推量して）

鎧糸縅　白糸縅　同帯、今中を名也

足利左馬頭基氏

の鎧、鎧の白糸の鎧、岩松治部大輔直國へ

草鹿のあたち　同帯、開と言と歩セ動く已（あとい）

長（ムケ）と言鹿はあり長と

同本信濃守富高岩松治部大輔ヲ基氏ト見テ組ント近付ニ時ト

[illegible]

白太刀　白鞍　巻世二枝南金鞍の糸白尾毛のる
[illegible]
討死[illegible]河村[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]甲　貝鎬太刀　鮫皮尾鞘
金作小太刀　巻世九枝軍上[illegible]丹の造[illegible]河保
[illegible]

貝鎬
三尺二寸ノ
鮫皮ノ尻
サヤ

の貝鎬の太刀を指[illegible]鞘を河中へ投入三尺計り
鮫皮の尾鞘[illegible]金作の小[illegible]
只一筋大将の中[illegible]然出[illegible]

物具　鎧は巻[illegible]六保判官義経十八騎[illegible]南北
の尼御前朝臣を[illegible]牧[illegible]人の大勢[illegible]攻上り
[illegible]十[illegible]筋[illegible]栗子山[illegible]池[illegible]迯[illegible]
[illegible]鎧の[illegible]時山法師一首の和歌
を立てすりる[illegible]宗長法師栗子山まで去[illegible]
[illegible]いろ物具

いかゞ先祖紀伊の国住人の太刀なれども
同じ事なり

兵庫鎖太刀　薄緑　膝丸　同巻　建久元年二月
廿八日の夜相模国義経十郎祐成同五郎時宗
の親の敵祐経を討り時箱根の別当実
朝兵庫鎖の太刀を取て兄弟の親の
敵を討とり世太刀を九郎判官の後鬼
王進ぜし云　細首井膝丸也

靴皆　摩鳴平鞆太刀　アヒ下ノ面ノ羽　平胡籙　沃

懸地鞍　水色厚総鞦　唐糸の鎧　巻十三　房道
世の果三月十六日の朝幸て法花堂の行
粮の事とて　房道の時の大理なりおはせ
上　今日の服の供奉と中　大理を巻纓の冠
束表の表袴靴の皆　袴の平緒の
太刀を佩くあまの面の羽　平胡籙
箙を負し甲冑の大将なり　丈三寸有余
の竹くし中ほどに北斗鞦　水色の厚総
の鞦　唐糸の滝　綱

同十余日

猪皮鹿鞦　同年馬間同人ヨリ疑ヒ強の由所所
鞦の太刀佩ク左右ヨリ出ス

弾度然　同年ノ細川帽子ノ神早白ノ
海松色の水干ニテ調度ヲ人〇右馬寮
の官人ノ調度然ル

軍禮　巻十　三四　節度使為条十月八日新田
左兵衛督義貞朝臣胡砂追罰の宣旨ヲ下し
給ふ条ハ内裏ニ馬拘ル具歟

さいゆうの物ヲ立テ内裏外ニ八光
八省階下ニ陣ヲ決リ中議の節会ヲ行ハ
節度ヲ行ハ法義ニ年ニ格兎三位中将雅忠ヲ
頼朝追討の為ニ下向ス時給ふ勅ヲ賜ハリ
不吉の例ヲ重テ云ヒ今度い天皇正平の初
ヲ以テ追ヒ義貞節度ヲ給ふ二条河原ヘ
打出ル矢ヲ武庫の宿ニ二条金ヘ赤田原
ヲ先ヲ四ツ時の事ヲ三条ヲ挙ヲ流矢三条射
さんヲ中門ヲ抜ヲ切戸ヲ先ヲ赤ル三手

[illegible]

錦旗 同巻に一の宮中書に親王五百余騎を三条
河原へ打出さる処に紫の内裏より錦の旗
を授けらるる儀式風烈に成る金銀を打
て為す月日の印を付くべしとの事
[illegible]

金棒 巻十に矢刻清盛の家の者八
尺余の金棒を振り橋の廣庭を突き破へ

怕参考ヲ

笠懸 巻十三龍馬参進の風聞の西二条殿

競馬

小一条院殿に成る雖仮を立て天子を
奉射る歌舞蹴鞠の除に引るの連者
[illegible]
[illegible]馬を出す然に射手を御遊の無
所に出る

軍見物 巻二に成合戦の事海東橋子牽
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

異本譚 書写歌 **女房** 巻九に波羅攻事

琵琶甲安郡の考
安齋叢書六ニアり
安齋隨筆後篇仝
もいつることあり

年の祝ひ年年毎に老武者の黒糸の鎧に袁
男の法とて元服して白ゝりけの一つまゝ結さらけ
く言ふなり

礼杭逆茂木

巻五六段

城の搦手に逆茂
い西に羅城門の石垣より東に八条川の通
まで五八寸の琵琶の甲安郡の祝ひ鎧
てふ名ふ所也如是礼杭逆茂木也

赤糸腹巻

金具鞍

小絵鞍

巻十長谷部
言重最後合戦者長谷部
鎧

節のもの記の月日かゝ押ふ結ひの大口上
赤糸のもゝ巻記き
坂東一番名馬ふ
掛ゝそのゝ中袋笠ふ
かぶりすれ太ふ
おせて敵陣ふ
おもの鞍をつ
ふ者かくまい

毛皆

重出

今語中に武士荒侍て所望人
て郡数の祝ひ祖ふ
思ふの鞍重ゝ
ぬさ酒ひて

[illegible]刈りざし早歌寄りの雑部にて一巻上二
三十三大内殿の芸生の花[illegible]とりもちたし
寄りを掛て寄すもとう○右の毛皆八甲冑の
時もく[illegible]ぬきこ[illegible]刈り[illegible]上の和歌
皆ともあてあぶあるを毛皆く[illegible]の時すく[illegible]つ
ぬきこ[illegible]ふ毛皆[illegible]ともあてあぶかしたてば
けあれむを[illegible]あてを事ることさ[illegible]ふる毛
ともあてあぶいをぬるの[illegible]

紀伊懐紙

巻十四 [illegible]振付の下
[illegible]の事 道場坊助住地袖

注を一緒に著て見い

見い況十人同名三十余人紀伊懐の懐梅の
造花を一枝ヲ甲の生毛ヲ挿(サシ)ける
第五抽造花 古く[illegible]巻廿九和軍上陸の
を一枝刑く甲の生毛ヲ[illegible]花一検板花
さしあるを[illegible]

笠懸	花鳥子懐紙	陸奥懐紙	雲霧懐
鞠打	立枝冑 白星	吹返月月を彫透	巻九山海会戦

の事ニ大将名弧尾張ニ[illegible]
[illegible]て[illegible]を輝[illegible]
[illegible]陸奥懐紙[illegible]

遠国かくきこゆして白雪の表裏は清
白光月光の二天は金と銀とをもて作り給
ふ也 牧頭しかるに造化の霊代宝鏡
也と云りる 金作ののさやは 七尺三尺なりの太刀
とこそ記したまふ 是の矢三十六さしりの
箭こそ負給へ 三年にて箭と金作とをもて造
の玉りらしのゆえ立丹りてるもの 智の丹
よりて世りて光り御りて見へる

書紀 巻九 六波羅 此の条 六波羅蜜の中より年の徳
五十斗の光武者の是系の清こそ秋月の組
と云へる白雪もの玉まきの玉にて来りる
旋して方赤の身 巻中の 小橋の 名欲条 紫源氏 蒼風
公家と人家の跡以系大略と知て御了ん
玉ぶぬと思れ作る 我大事と 竜之御り
しや月金の響小鈴半ば 鉢三幅之もさ尽
雑会さくも方ま毎ま 日と年ま 詠世之月
ありける 前二出

目貫　巻一頓負画忠の果少宗孫と伝説

[illegible]

世にあり[illegible]

今[illegible]

代目貫と云ふ今の目貫は二口作り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

多くすれどいかなる鎧をも打ぬき
がいの長篠にまかりくだりける
侍
[illegible]十二人[illegible]
押
[illegible]小弦とせむとあるおもてをれ シバヤナガト
ハシリガイノスソヨシバウチト云
幕ナトモスソヨハシバウチト云

まろくち

カフ侍同シヤウニ馬ヨノモロクチヨサセルト云ハ
ナラベテ供スルヨ云 主人ノ馬ノ左右ニメシツ

重藤弓

巻一 [illegible]田忠[illegible]小[illegible]孫八[illegible]
元[illegible]扇[illegible]ばし[illegible]北[illegible]
[illegible]

中差

[illegible]

夷弓

参考 巻三十二
[illegible] 足利[illegible]冬ハ大内
[illegible]大[illegible]風の額[illegible]

差單皮
革鞋

[illegible]

我身ハ

[illegible]
東[illegible]
[illegible]

級櫨弓

参考 七尚攻の条
[illegible]

特裝束

[illegible]
[illegible]

人あり手に取若黨三十余人相集り出立ち小
勢にて無こなく蓮華寺へ蓮華寺へ相の
為出立ち成しこれを
こ寺より山海へ引ちら
こすりまぢりなど為せりり

投松明　老共八三角形に荊藻（カキ）を捨て（スス）
惜杉木のこれなる所に延て人新たなる城の業
なる為にと二三十つ成くて為すり城中の
為に成と夜討の入すと知ら成ぐる小ぶ
れ法者にて抛（ナケ）燒松屋より外へ投出し

石見敵濠場

これより外くこれへ引ぐ夜討入てい成て城の
内より敵の為こ成ぬ屋敷に成て出よ成屋敷
三社柄級　老共五伊勢より宮級を寄せ
図（エニシヤウ）ぶ成ぬ成むく陸くて流（ヤキ）て来りる如い成銀有
と思ひ成こ立ち成ぬ成ば光ぬ成ぬ成ば図
成ぶ見ぬ成ぬ成ぬ成

宮細殿にて京都へ送る事と云々

切紙御袴偏し　巻十七　山門深沙送南都条　今度重盛卿

去る六月の合戦あり　諸方の相当輩

小松殿も士卒の志をはげまし　ぬき　示も十善の

天子の御袴の上にはかせ　三寸切て不用

給ふ　御紙のれもすのきれ　用ふ　何ともなしへす

二人張弓　十三束二伏　巻十七　義貞　軍条　義貞こゝろざし

世上門出の事　軍　知りたい　不知　向てはかれ　ぬき矢　弓はけ

金勝院西塔院本作三人張

ると　二人張　十三束二伏あく　迫り　発

て　引　こゝろ　法　三　切　すぐ　つ

薫革腰　図毛甲　七物　前の大臣　験　馬腰　伯映　巻三十一

常戦条　参考　祈請小次郎　ぬすび　革の腰　図毛

の甲　七　物　前の大臣　元　前の大臣

検注　赤毛　馬　馬腰

四方白甲　巻七　祇上合戦条　参考　伯者卷　発

白方白の甲　多　四刻　四条帯

九郎　祇園　○御剣　巻廿七　国宗　参考　所保

北条　実　長　義盛　白方白甲

唐後威譜　古今只今

腰刀雨先緒　多々良浜合戦事　参考　白岩

砂の袋ゆりくしたる解りは本巻事れ欲

切はす腰刀を指今ちりるが腹帯や延すり

鞍とれよ巻白岩そそと指負物ごと

るとは系譜に八木長ぎ三さ切の結を引切

くさくさ見るまぐく見る

十五束三伏矢　弦角付板　巻十七尚弦まる

東間小松の乱すと三切　件の引る十束三伏

見るを手引きり引物をと射張を公正平の

矢つかはおまが〆す弦の法をりすあはま

きはをの板をそうを表書をりはを射せて矢

尤三寸手ちしかよ降く出ぐり

薄金譜　鬼切鬼の太刀　巻十六新田義隆川

合戦事義貞に薄金と譜お鬼切鬼丸を

多田満仲より傳りる源氏の宝刀と二振

常刀（ハカ）　鬼の丸茅丸ハ名剣尾法の家の太刀

太刀二振帯　古譜

肩之譜の蛭切身　巻廿六　日本伝を鎧の事　和ハ子和る紀

武義を討てゝ世を中ふかゝ上く諸元
器
ゝ諸元てゝ世をつゝいゝ悦り楠ゝ次帝
をゝ者ゝ何ゝ陽ゝ者のゝ先旅
の蜉蝣ゝ分ゝ欲陽のゝ分ゝ人ゝ云
て太刀ゝ切ゝゝ拔上て世ゝ見る
ゝ陽亜ゝ上ゝ命ゝ馬ゝ也

馬場風　龍馬　巻十三　詞の進　巻の末　風剣の西二条
ゝ矢ゝ場風ゝ城ゝ雑宮ゝ
天ゝ行幸ゝて歌舞蹴鞠の間ゝ月馬

族る
巻無

の達ゝ世ゝ龍馬ゝ馬ゝ毛ゝ無ゝ
遊ゝ異ゝ世ゝ係ゝ世ゝ陽ゝ未ゝ陽ゝ判ゝ
ゝ許ゝ龍馬ゝ月ゝ毛ゝ三ゝ
ゝ月ゝ三ゝ相ゝ形ゝ毛ゝ
矢ゝ背ゝ背ゝ
ゝ雑ゝ
ゝ毛ゝ髮ゝ
ゝ毛ゝ十二ゝ毛ゝ背
命ゝ達ゝ耳ゝ行ゝ世ゝ世ゝ
双ゝ眼ゝ鈴ゝ世ゝ世ゝ今ゝ

刈く出雲のとの田のところく所の刈れ初く京をもて
道路く七十八里鞆の上陸して兵庫に到る
おもてはとふく風つよく石をとうつる高浪ときどき岸に
石馬寮く訪る処に禁地あらい所と
花厨く林間に天下一のうるわしき国へ
一本間孫兵衛尉ゆきこれて来りまいりぶ仕
漢 湘 良 雕梁
漢て梁すること
い双こい盤の上ともうち一歌をあつまい十丈の城
ゆも弱つ角一詠て天馬あれいる後とも

巻三陶山宴会歌条
この役所ことをもて
かくこと関の好をと上
かくことをもてつくり
ていこの櫓ことをもて
茅櫓矢間多く
あくこと
ちり紙しとて歳三郎ことあく云ることり
火矢水浮 巻八 赤坂左衛 世城三方を岩にて
地ようつ所一方いかも平地にて高もも山を隔
生ずれいづくく水有屋さ元尺ぬく火矢を
いまむ水をもて沈くく打消い
出塀 古間糸 古間糸 石垣のすり形下りて城の上にある
鉄橋のさくくしと高り家ことの者ども硬い
の板ことをもてくく木戸をもて切ことを不ことりる石
城中をくさいぶくく古さ高ぶくの上より面の屋

巻十七金沢城攻の条
切岸の下の方に鹿垣一重
引破てやるべき城の不
（つ）人〻〻〻〻

三の木戸
巻十七金沢城落の条
五十余人の名共三の木
戸を同時に
一の木戸二の木戸を
〻〻〻〻〻〻

かく射りる　二人ハ見四郎入道恩阿本間九郎資貞
巻十五三井寺合戦の条に三方の土矢間より鎗長刀を入れ

軍神　巻十四　合戦事始れば軍神ふまりて人
〻んごりさきよりとく〻家に帰出一本
のこさず首を取てかへりける事

二の木戸　巻七　去程に源平軍の条義光ハ二の木戸
の三重〻〻〻の内に逆茂木を結て空の板
ばのら〻を取ぬ〻と見て今ハ
かく〻思いれを取て
引のきの板を切破し
引とおかて大石をあげて名のりる

金幅輪大鎧　家敦打　巻八　山法久我瞬合戦の条　参考ハ
名鎧尾法師
仰せ云

一の木戸　合圓の火　巻十五　三井寺合戦の条　一の木戸を
て〻破れを剥田の三丁余の焼中〻
入〻火合図の火ぞ切けりる　一の木戸二の木戸を入ヌ

旗頭　巻廿六　中条殿の条　縣（アガタ）ノ殿ハ白旗一揆
の旗ぬて逆の岸〻〻〻

甲冑ヨロフ　巻廿七　左兵衛尉（師茂）を孫（せんそん）まる条　其日石川
の陣をぞ打出る甲冑とよろ〻〻三〻余

詩○巻第十 中風の条 今川伊豆守貞世入侍
剃髪させ給ふ 陸奥百姓ども
石塔して接門の絵図を拵へ 陸奥甲冑と見る
不知名の者
[illegible]

笠附 巻十四 主上山門還幸の事 去月晦日逆徒都を落
[illegible] 二月二日主上山門より還幸なり 新
院を奪奉られ 同八日義貞新田荘
打出の合戦 打勝て 刑部卿を了里の渡り
[illegible] 同十降人の出刑の雑と者共事

下文前全
○都良香の家へ人集て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

法言ハ左ハ長いつまもまくいさ
かくあたかすものつずみめでそしぬ
り 發亟相の対也云

魚鱗陣 鶴翼 井九 鋒なき石見 陶山 百余騎
用こうけく掛の陣なり陶山
こ軍の陣こうの也む時りまも人こうの
んをあるまた時の多心奈く矢一所射ち
ぐるかうとあり大勢の中こうけ今之
れ魚鱗鶴翼の陣旌旗級載の表須更

変化して了こおあくまて

魚鱗陣 虎韜陣 卷十 掛村清十 ほうめ来 長尾父子
一所こ中ほ七こ魚鱗ほつこりていけ虎韜
ほれこい逃ぬ云ケ ○韜或作頭

虎韜陣 鶴鱗陣 卷廿八 中黒ほ 右鋒の来 鋒虎ほこ
逃ぬ川こ圍めいさほこふ切まこ本事説議
少法人こかくまい説鱗こ進人こ鋒人

鳥雲陣 世一 船岡山 軍の来 文小勢ほこ切こ大鋒鋒
ほ多雲の陣ほこ小ほ多雲陣ほ

卷廿八 畑六郎左衛門の条 唯馬の足を立おせて魚鱗にひらき 兵を虎韜にかしこ ちうこめ入れとうさ ほ七めりやと

魚鱗鶴翼多ノミニ

巻三十八 桃井直孝雑軍ノ条 假名実名
又物ノ名ヲ書セ
假名実名

先ハ後ヲ山ヲ谷ヲ石ヲ水ヲ通テ敵ヲ平地ニ見ルヤウニ我勢ノ徳ヲ敵ニ見テ高貴根幸ヲ以テ射ヨヲ進ズ敵ヲ勝ツモノナリ

軍奉行

巻七 よりの長治記 城軍

引ヲ合ルヲ奉行ヨリ奥死人ノ実検ヲ云リ不物番十二人夜番三百人間筆ヲ取ル者ヲ書出ヲ記ス

巻三十一 孫会今義ノ条ニ小候小次郎ヲ今日ノ軍ヲ記シ云々

鳥の羽

巻十八 多田良会戦 将軍ハ香椎宮元あがり川ヲ渡ル角地ヲ物ヲ見ル事ヲ 忠義

巻十六 福岡合戦ノ条 物ヲ物ヲ落ヲ人ヲ
防矢ヲ射ル事ヲ
矢種ヲ射ル
物ヲ物ヲ射ル

十七 山川攻ノ条 一太刀ヲ敵ヲ切ル事ヲ
分捕ヲ
下ル人ハ侍ヲ
御家人ハ恩賞ヲ
一中黒 大刀長
刀ノ切先ヲ射
向ノ神ヲ
分捕

既ニ神ノヨリ出シ社壇ノ元ヲ打ル事ヲ
一番ノ矢ヲ一枚ノ鎧ヲ甲ノ上ヘ射ル
左馬ノ頭ヲ
し弦ヲ弾ル神ヲ礼ヲ射向ノ神ヲ
ヲ通リ

神ノ手ヲ
トメテ亜タルヲ
云ナリ手トハ強ノスソノ方ヲ
云ナリハタアシトモイフ

答矢

巻三 建暦 軍事 時の長二度あげく矢合の鏑ヲ射ル事ヲ 城中志ヲ通ル事ヲ
時ノ云ヲ合ル矢ヲ

矢ハ差シ矢ヘ

矢合の鏑射の聲

防矢 卷十 陸奥ノ国ノ住人自害事 討ル者ハ良等主

ト共ニ自害シテ二百余人ト云リ

ト三度ヘ指ケレ 其時ノ矢ハ

いよいよ知セ給ヒ

旗の上の矢 卷廿七 言師直師泰

ト共ニ国ヲ

する不ヒ中ル紀清者ノ張本ヲ絶ル後人ノ悪

ヲ

ヲ

ヲ

巻十一相撲之部二条

昨日にて天下の主為
たりし太閤入道の
病ありてなりしかば
俄初の御治方違て
いかもしや内外
板の大名らし細馬
と聞をかりて五
万騎三万騎の大将
ありてせ後
せ
細馬
全条に中ちく
ちとて傳
し弟として
きて
竹馬
十六、或は竹馬と鞭
高て先祖を
相ちるちんとて
とる引きもとさ
いろまもとけるに
のく業としてせんの中
こそ
右正行記種の時

全

後矢

巻世一石堂右馬頭詞

将軍よ御くあの御
らせてる物ちて候へ
ふ之こそ中の一条

後矢射て名を後代に失ふ

巻十五宗谷義系記 後矢を射よとの事

月額

巻五大塔宮熊野落

庁尾の帝矢田義盛あ
熟ちて頭中をぬいてうつりてさしおきしの
山伏ちらは月額のあ

敷皮

巻八赤松京合義八条

両六波羅は敷皮を坐して先を

相撲

全巻同条

妻鹿孫三郎長宗中は薩摩氏ちり
来りて力人ちらに好て相撲たちり
隙ありの中に遂に庁ちし懸の者ちり

廿二畑の角力ちの条 歳十六の時より相撲を好て

検知

国立公文書館
National Archives of Japan